

学校と家庭・地域との
より良好な関係作りに係る有識者会議
(令和 7 年 5 月 9 日 第 1 回会議資料)

1 学校と家庭・地域との関係について

- (1) 学校と家庭
- (2) 学校と地域

2 学校・教職員、家庭・地域の現状

- (1) 学校・教職員
 - ア 多様な教職員
 - イ 学校の運営体制
 - ウ 教育委員会等の学校支援体制
- (2) 家庭・地域
 - ア 多様な保護者
 - イ 地域社会の現状

3 学校を取り巻く主な課題

- (1) 東京都が目指す教育
- (2) 主な教育課題への学校の対応
 - ア 不登校・中途退学
 - イ 特別支援教育
 - ウ いじめ
- (3) 教員の長時間勤務の現状と働き方改革

4 学校を取り巻く課題の中で生じる学校と家庭・地域の関係

- (1) 家庭・地域からの主な意見・要望・相談
- (2) 主な教育課題の現状
- (3) 教職員へのアンケート調査（R7.4）結果の概要（速報）

5 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例等の概要

1 学校と家庭・地域との関係について

(1) 学校と家庭

学校評価

○概要・趣旨

学校評価は、学校が、教育機能をどの程度果たしているのかを、客観的に評価し、その結果に基づき、学校における教育活動の充実・向上を目指すものである。

学校評価には、学校内部における自己評価と、保護者や地域社会等が行う外部評価がある。

○評価項目

学校運営（予算・決算を含む）・学習指導・生活指導・進路指導 等

○関係法令

学校評価に関する学校教育法 第43条 学校教育法施行規則 第67条

事例（都立足立東高等学校）

Ⅱ 分析 ※【よくあてはまる】と【ややあてはまる】の合計＝YES

1 教育活動と学校生活の意識・満足度

		《教育活動の周知》 質問項目(教職員Q1、生徒Q1、保護者Q1、地域Q1)	YES	
			令和4	令和5
自己評価	教職員	学校経営計画に基づき、組織的に教育活動をしている。		98%
	生徒	学校のきまりや方針を知っている。		91%
関係者評価	保護者	学校のきまりや方針を知っている。保護者に周知されている。		88%
	地域	学校のきまりや方針を知っている。		52%

1 (1) 学校と家庭

事例 (品川区立浜川小学校)

令和5年度 学校評価 品川区立浜川小学校

評価項目1 学力に関すること

重点目標		○学習スタンダードを基に、学習規律(チャイム着席、あいさつ、学習準備、学習態度、忘れ物)の共通指導を行う。 ○学力調査結果を活用して、児童の学習状況を客観的に分析し、授業改善・授業力向上につなげる。 ○基礎力の定着を図るため、家庭学習、浜川タイム、浜川アフタースクールや長期休業中の補習の充実を図る。		
評価指標	最上段:成果指標 2段目以降:取組指標	最上段:成果指標の達成状況の説明 2段目以降:取組指標の達成状況の説明	評価	今後の課題と改善策
①	学習規律(チャイム着席、あいさつ、学習準備、ノートの取り方、発表の仕方、学習態度・姿勢、忘れ物防止など)に関しては、8割以上の児童が基本的な学習規律が見ついている。 教師は学習規律を定着させるよう意識して、発達段階や児童の実態に応じた指導を適切に行っている。	区の調査 I-checkの学習規律・規範意識の項目によると、全国平均を「50」とした場合、区の平均は「51.2」であり、本校は「50.5」である。日頃から、基本的な学習規律の定着に向けて、継続的に指導を行っている。特に、毎日の提出物や忘れ物については、その都度指導を行っている。 課題のある児童が立ち歩くことがあっても学級、学年で学習規律を守ろうとする意欲をもたせるように、市民科や安全指導で取り上げて児童に良い行動を継続させるようにしている。人が少ない中、個別対応している。学習態度はよいが、姿勢が乱れる児童がいる。	B B	「浜川スタンダード」を全教職員が指針として実践した。児童の学習規律の確立に向けては良い効果をあげている。しかし、学習規律の確立が困難な児童が多くなってきており、一人の教員だけで全児童を把握、統率することは難しくなっている。学習支援サポートなどの力を借りつつ保護者への協力も要請しているが、十分に得られない現状がある。教職員の指導方法や内容の精選を行い、学習に対する児童の興味・関心が高まるような研修を更に実施していく必要がある。
②	区学力定着度調査の結果が昨年度より向上しているか。また、各学年・各教科ともに都平均値を上回ることができたか。 学力調査結果を分析し、課題を明確にして各学年の指導改善策を具体化し、実践している。 教師はICT機器を積極的に活用し、児童が主体的に意欲的に学習できるよう指導法を工夫し改善に取り組んでいる。	教師が目標を強く意識して日々授業を行ったことで学力が向上し、全教科で概ね全国平均を超えている。下回った点は5年算数の思考・判断・表現が1.2ポイント、5年理科では知識・技能が1ポイント、6年理科の知識・技能では3.7ポイントになる。様々な形態の問題に対して、問われている内容を理解するように粘り強く取り組む必要がある。 全体として、学力は全国平均を上回っている。学力定着度調査の結果を踏まえ、学年会で実態を共有した。児童の実態を意識した学習指導を計画・実施している。 タブレットやデジタル教科書、書画カメラなどICT機器を積極的かつ効果的に活用し、児童の興味・関心を引き出す授業を工夫している。また、学年で指導法や教材を共有している。さらに、有効な活用法の継続研修をしていく。	A A B	校内研究の継続的な主題である「主体的に学ぶ児童を育てる指導の工夫」の育成のため、問題解決的な学習を重視している。今後は、基礎的・基本的学習内容の確実な定着を図るとともに、友達の見解に興味をもち共に学ぶことができるように指導方法の工夫について研さんしていく。
③	家庭学習を90%以上の児童が提出しているか。また、教師は基礎力定着のために指導内容を工夫し、基礎力向上に努めているか。 浜川アフタースクール(4年～6年)、長期休業中の補習活動に児童が積極的に参加している。 浜川タイムの年間指導計画に基づき、内容(国語科)を工夫し、学校全体で基礎力向上を目指している。 家庭学習において、学校や学年で組織的に統一して実施することができているか。また、保護者の協力を得られることができている。	家庭学習指導への取組の強化や基礎的な学習技能や意欲を持続することができた。また、タブレット上のロイロノートでの課題提出では、ほぼ全ての児童が課題提出を行った。多少の個人差はあるものの、全学年で課題をきちんと提出するという意識が定着した。 アフタースクールには積極的な参加して、日頃の学習内容の定着や学習意欲の増加につながる機会とする。特に学習に課題のある児童への復習・補習としての存在になっている。 全学年が浜川タイムで国語、また100マス作文に取り組み、国語力の向上を目指した指導をした。漢字の定着や文章表現力、文字の美しさに表れている。 全校体制で共通の課題や統一された書式で家庭学習を提示したので、保護者に伝わりやすく、また協力を得やすかった。1週間を見通した家庭学習カードを利用することにより、計画的に学習に取り組ませることができた。また、保護者のチェック協力も得られ、ほとんどの児童が家庭学習を行っている。	B B B B	「アフタースクール」の目的を児童や保護者に事前にしっかりと周知した。児童一人一人の下校後の習い事やその他の活動があるために、出席率はそれほど高くはなかった。今後もアフタースクールのメリットを宣伝して、多くの児童の参加を促していく必要がある。 「浜川タイム」の年間学習計画を見直して、学年、学校内で統一を図る必要がある。 家庭学習の充実のためにも引き続き保護者への協力を求めていく。

A=十分達成できた B=おおむね達成できた C=未達成

1 (1) 学校と家庭

PTA

○導入趣旨

家庭と学校と社会とが、子どもたちの正しく健やかな成長を育ため、その教育の責任を分けあい、子どもたちの幸せのために協力し努力していくことが重要であることから、「父母と先生の会」（PTA）の設置が推奨された。活動内容は、学校によって異なるが、バザー、廃品回収、書き損じはがき回収等を実施。

○都内のPTA団体

①東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会

②一般社団法人東京都PTA協議会（R4年度をもって日Pを退会） 等

令和5年度各都P連組織率

	都幼P	都P（小）	都中P	都高P	都高定通P	都特別支援P	都ろう学校P
学校数（校）	156	1,259	605	186	56	55	4
加盟校数（校）	112	202	47	41	会員制度 検討中	50	4
組織率（％）	71.8	16.0	7.8	22.0	—	90.9	100

PTA活動事例

令和6年度 優良PTA文部科学大臣賞表彰優良事例集(文部科学省) 抜粋

組織・運営の工夫

地域協働・連携

学びに関する活動

生活指導活動

その他

9

東京都

町田市立町田第五小学校PTA

エントリー制の導入で主体的な活動へ！

キーワード 多様な働き方・暮らし方 / 教師・保護者の負担軽減 / 合理的配慮 / エントリー制

取組概要

自分にちょうどよいバランスで関われる！活動エントリー制の導入

取り組みの詳細

合言葉は「やってもいいと 思った人が、
やってもいいと 思ったときに、
やってもいいと 思ったことを」

活動エントリー制の導入

1年間を通して活動できる人、スポットで参加したい人、活動には参加できなくても会費で協力する人など、ライフスタイルに合わせてちょうどよいバランスで関われるようにしています。かつては立候補が無い役員をくじ引き等で決めていたこともありましたが、現在は立候補した保護者のみで運営しています。

ピンポイントサポーターとしての活動

普段は活動できない人もピンポイントサポーターとしてPTAに参加することができます。人手不足の時に手伝いの募集がかかるこの制度に、令和5年度は162名の保護者が登録しました。プール授業やクラブ活動の見守り、こどもまつりや展示会の準備に参加し、学校と連携を図ることができました。特にプール授業の見守りは「普段のこどもの様子を見ることができる」と保護者にも好評です。



サポーターの活動紹介を作成しました！



Instagramでも募集のお知らせをしています！

成果

- ・立候補した保護者で運営することで活動を主体的に行うことができた。
- ・コロナ禍で活動が停止したことをきっかけにPTAの在り方を見直し、本当に必要な活動だけを残すことができた。

課題や今後の取り組み

- ・地域との関わり、連携の維持。
- ・保護者に興味を持ってもらうための広報。
- ・活動に参加するためのきっかけづくり。

その他の取り組み紹介

【運営の効率化】

PTA室へのWi-Fiの整備。オープンチャット、Googleワークスペースの活用。会議のオンライン化。ペーパーレス化。

【地域とのつながり】

地域の方が講師となり子どもたちが様々な体験をするイベント「ふれあいデー」を企画・実施。

茶道を教えてもらいました！



基礎情報

所在地

東京都町田市

全校生徒数

530名

地域の特徴

・町田市は東京都の最南端（島しょ部を除く）に位置し、都内では3番目に人口が多く、東京都のベッドタウンとしても知られている。
・東京都から半島状に飛びだして、神奈川県に囲まれているという特殊な立地だが、海、山方面も、都会方面もアクセスしやすいまち。

学校の特徴

昭和38年開校。
子どもたち一人一人の健康・安全・人権を大切に、子どもたち全員が『毎日、笑顔で「行ってきます」と言って家を出て、笑顔で「ただいま」と言って帰ることができる学校』を目指します。

組織構成

（本部）
運営スタッフ6名
（代表1名、庶務4名、会計1名）

（サポーター）
学年代表 本部運営サポーター、校外運営サポーター、通学路見守りサポーター、ゾーン30プラス対策運営サポーター、広報あすなろサポーター、ふれあいデー運営サポーター、地区委員サポーター、王学イベントサポーター、秋のこどもまつりサポーター、図書館ボランティア、ピンポイントサポーター、バレーボール部サポーター

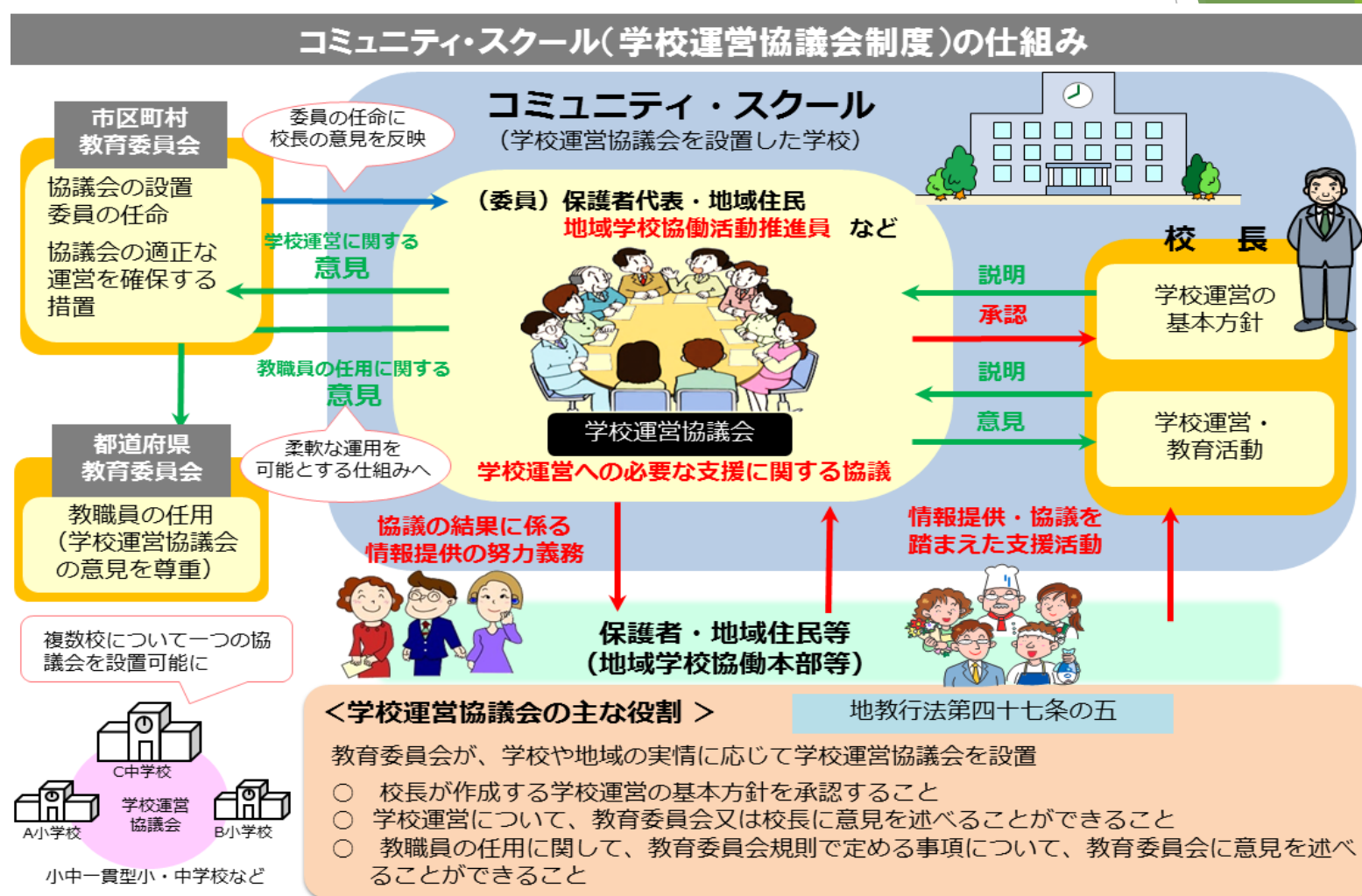
それぞれの会員が興味を持った活動ができるよう、様々なサポーター組織がある。

担当課：東京都教育庁
地域教育支援部生涯学習課

1 学校と家庭・地域との関係について

(2) 学校と地域

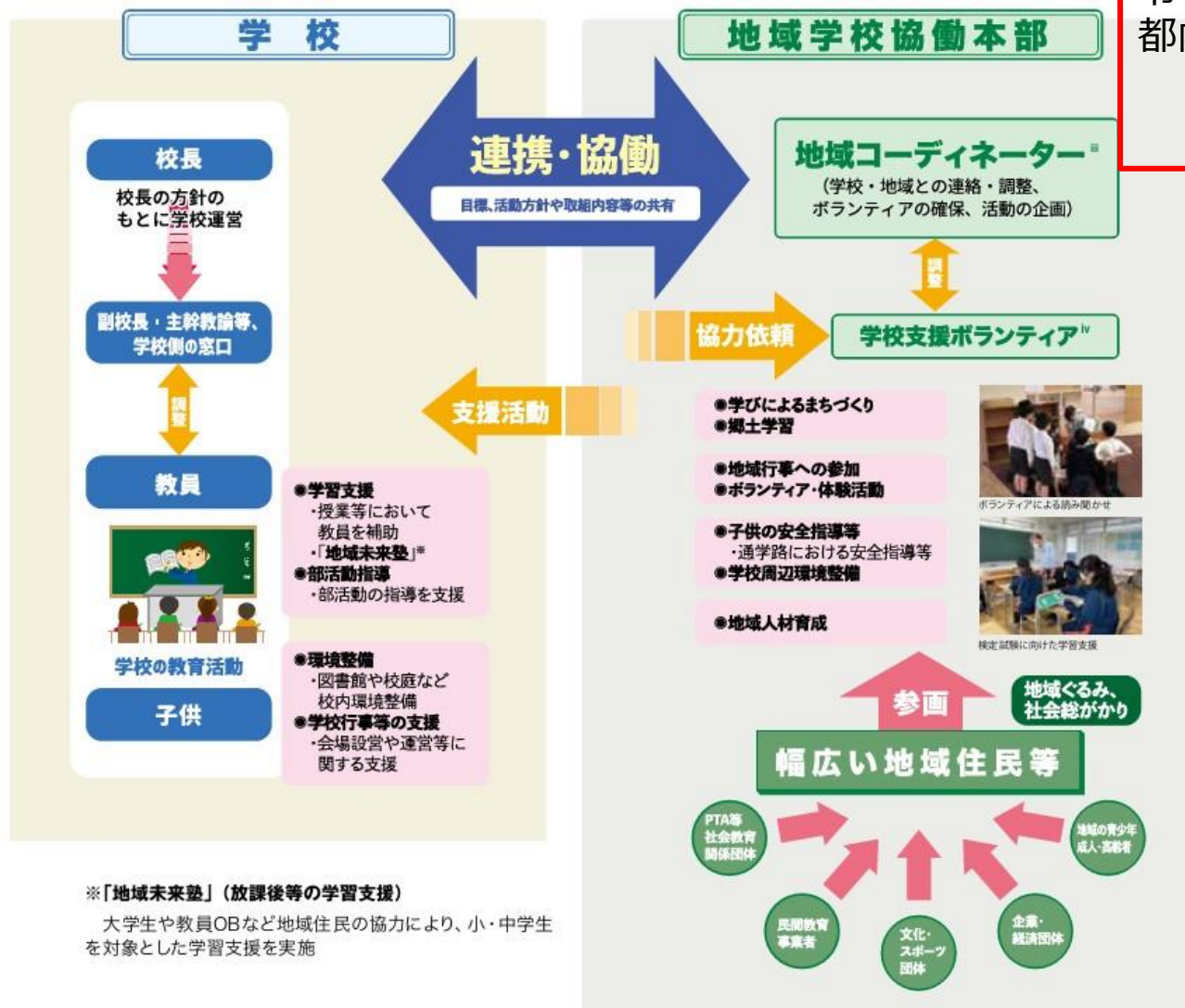
学校運営協議会（コミュニティスクール）



1 (2) 学校と地域

地域学校協働本部

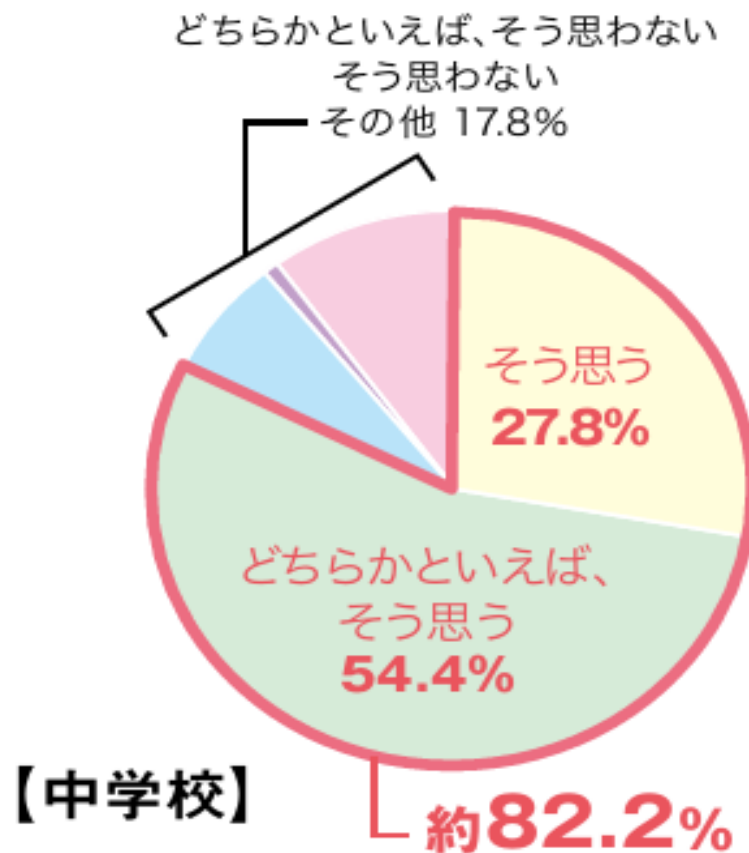
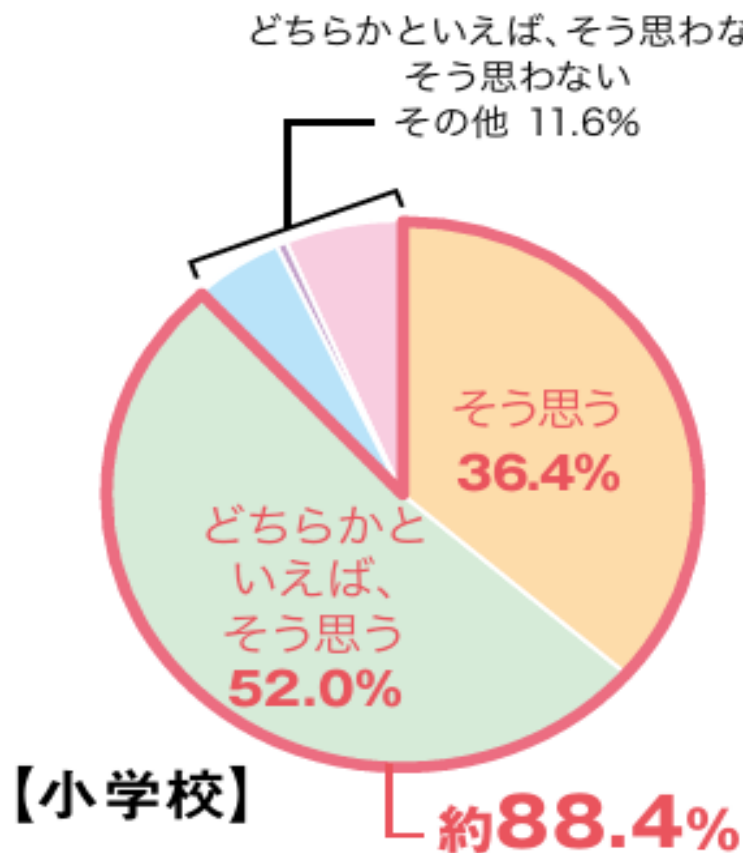
令和6年度
都内38市区町村約76%
小学校972校
中学校462校



1 (2) 学校と地域

学校運営協議会（コミュニティスクール）・地域学校協働本部

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まったと思う学校は8割を超える



(令和6年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)

1 (2) 学校と地域

学校運営協議会（コミュニティスクール） 都立学校活動事例

都立杉並高等学校－地域に愛される学校を目指して－

杉並高校に行こう！

地域代表の協議委員から、地域に親しまれるような学校にしてはどうかとの御意見がありました。そこで、「奉仕」の一環として、8月上旬に近隣の児童館や保育園の子供たちを本校へ招くことになりました。当日は、保育実習の生徒が子供たちと手をつなぎながら広い校内を見学し、生物室で生物部の生徒が小動物を紹介し、子供たちの歓声が上がりました。また、茶道部の生徒が子供たちにお茶の作法を教え、楽しいひと時を過ごしました。



茶道部が子供たちにお茶をふるまう

「阿佐ヶ谷七夕祭り」で奉仕活動

協議委員の方々から、1年生の「奉仕」の活動の場を御紹介いただいています。毎年、1年生が7月に実施される「阿佐ヶ谷七夕まつり」に参加し、今年も「クリーンキャンペーン」を行いました。地元の方々にゴミの分別に御協力をお願いする呼びかけをしたり、阿佐ヶ谷商店の街中をプラカードを持ちながらゴミを回収しました。



クリーンアップ大作戦

1 (2) 学校と地域

学校運営協議会（コミュニティスクール） 都立学校活動事例

都立東村山西高等学校－近隣の小学校との交流と公園での奉仕活動－

近隣の小学校との交流

- ・協議委員をお願いしている近隣の小学校校長の仲介をいただき、1年生の「総合的な学習の時間」で行っている「奉仕」の活動で、本校1年生が、毎週、小学校児童の下校時間帯に交通安全等の見守りを行っています。「こんにちは、さようなら」と、高校生と小学生が声を掛け合っています。
- ・吹奏楽部生徒が小学校の音楽集会に参加させていただき、手話を組み合わせた歌を小学生に教えて、全員で一緒に歌う機会を持っています。



下校見守りの様子



音楽集会の様子

1 (2) 学校と地域

町会・自治会

○都内町会・自治会の現状（町会・自治会調査）

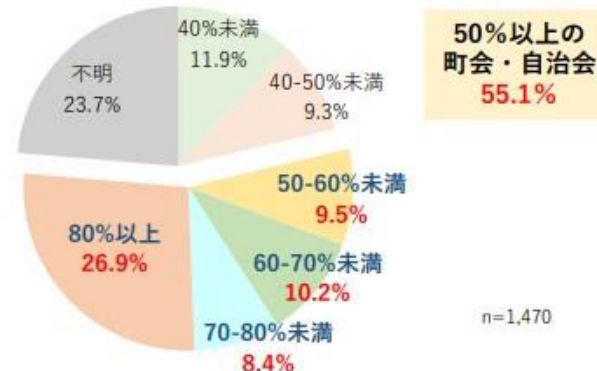
加入世帯数の分布

「100世帯未満」18.7%、「100-200世帯未満」15.9%、
「200-500世帯未満」24.8%、合わせて約6割が500世帯未満
世帯数の平均値は600.1世帯、中央値は337世帯



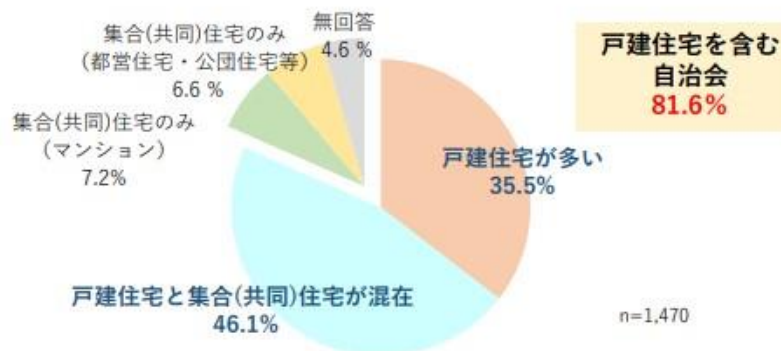
加入率

50%以上の町会・自治会が約5割



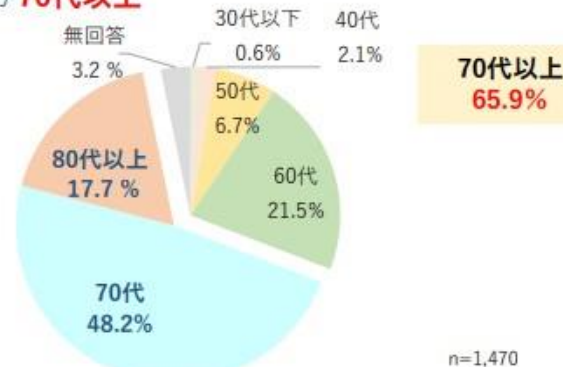
町会・自治会エリア内の住宅の構成

「戸建住宅が多い」35.5%、「戸建住宅と集合（共同）住宅が混在」46.1%
合わせて約8割が戸建住宅を含む構成



会長の年齢

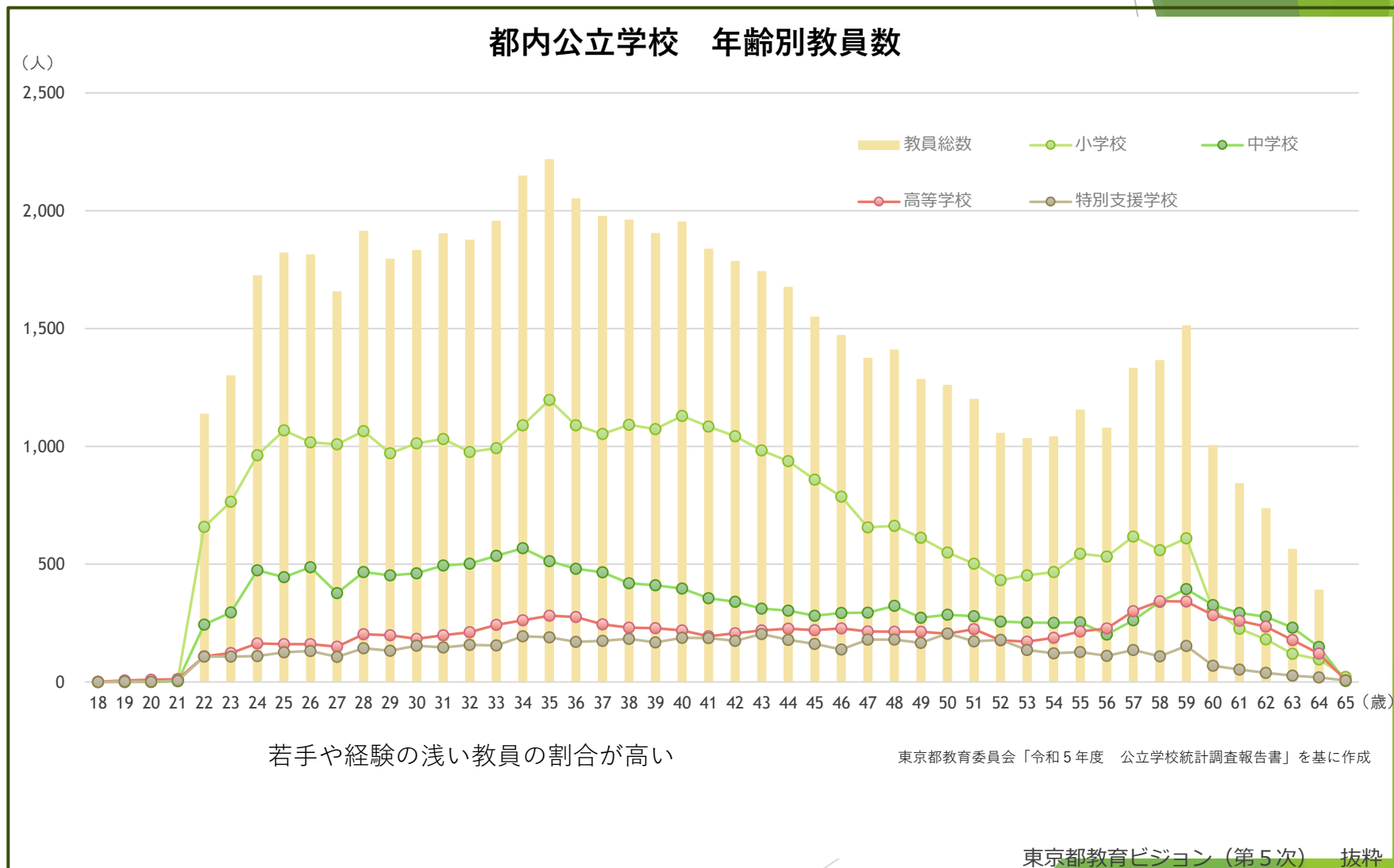
「70代」48.2%、「80代以上」17.7%
合わせて約7割が70代以上



2 学校・教職員、家庭・地域の現状

(1) 学校・教職員

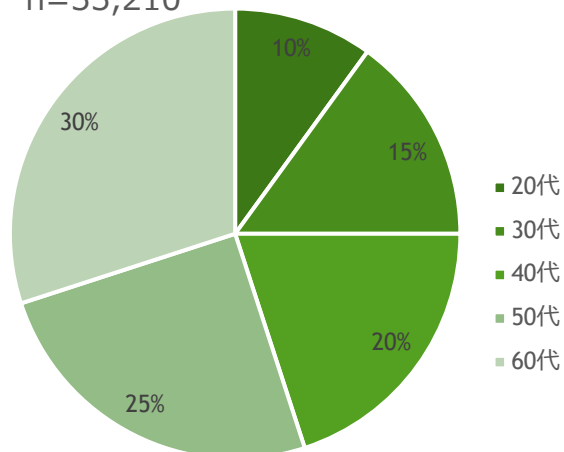
ア 多様な教職員



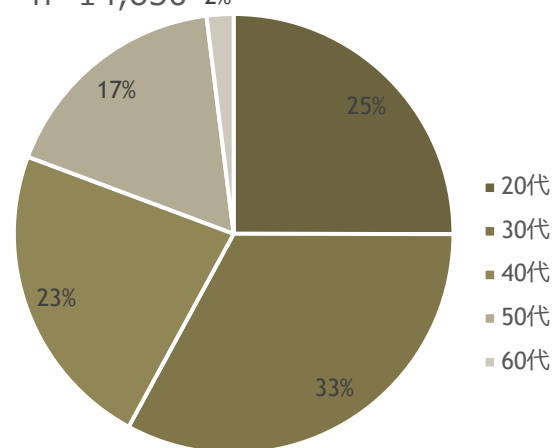
2 (1) ア 多様な教職員

年代

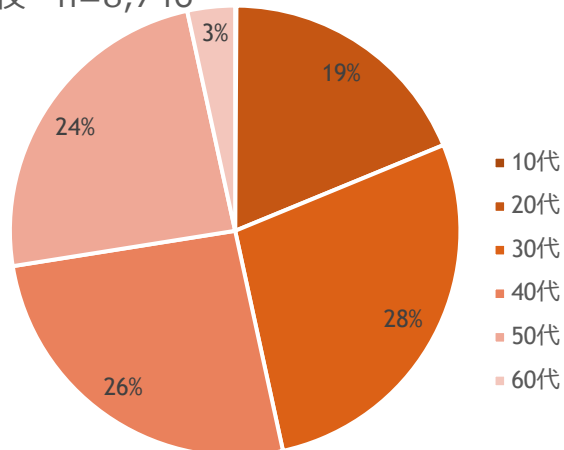
小学校 n=33,210



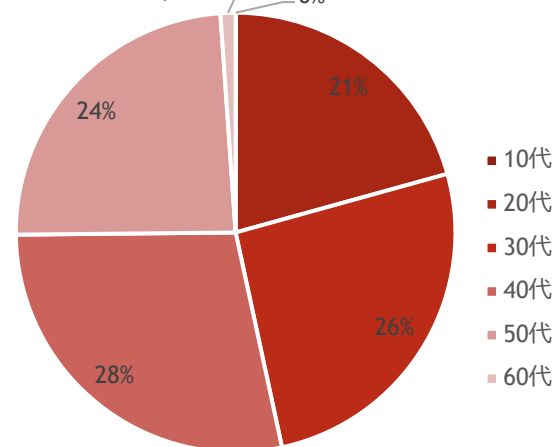
中学校 n=14,650 2%



高等学校 n=8,746 0%



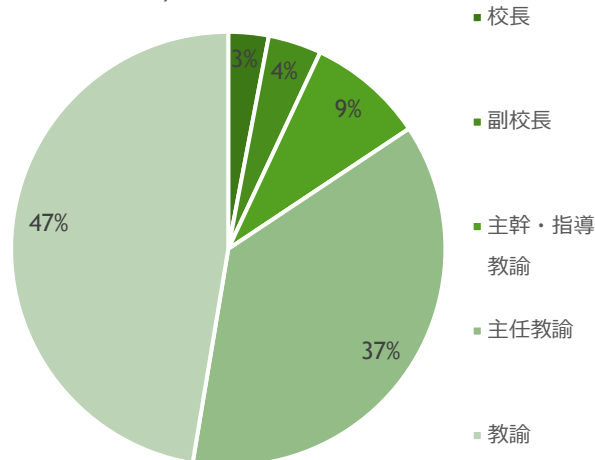
特別支援学校 n=3,705 1% 0%



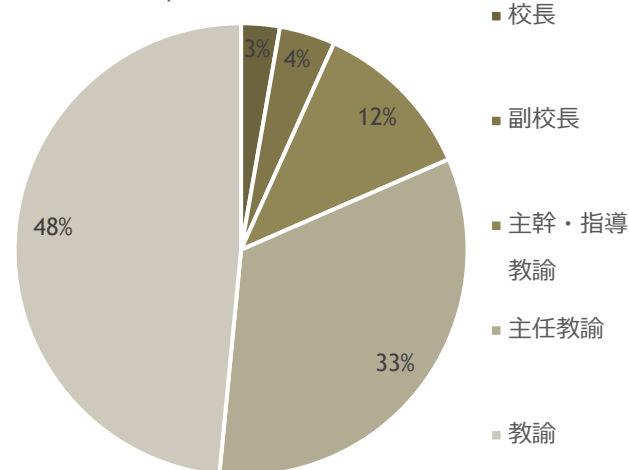
2 (1) ア 多様な教職員

職層

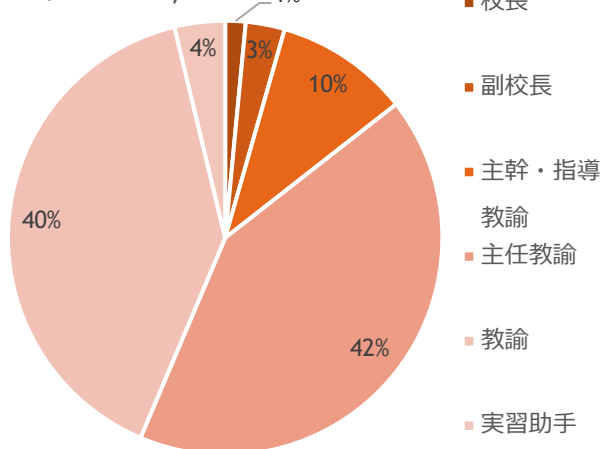
小学校 n=33,210



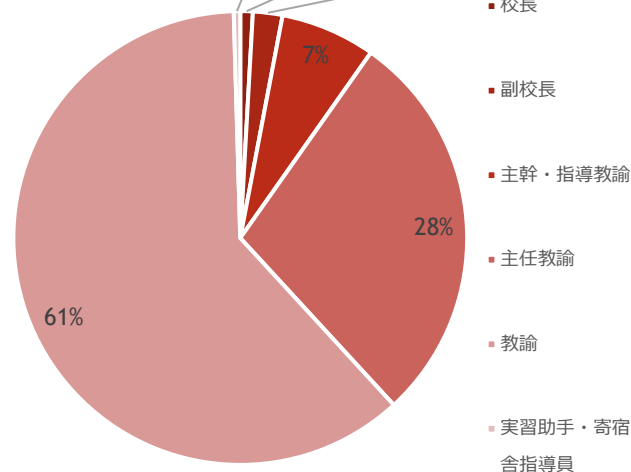
中学校 n=14,650



高等学校 n=8,746



特別支援学校 n=3,705



2 (1) ア 多様な教職員

会計年度任用職員

○概要

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、東京都では令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度を導入

1週間当たり31時間以内、原則として1日7時間45分以内で一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（ただし、法令等において特別職と明示されている職及びこれに類すると認められる職等を除く。）

○学校現場の会計年度任用職員（例）

・部活動指導員

⇒部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。

・スクールソーシャルワーカー（SSW）

⇒社会福祉士などの資格を持ち、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・援助技術を用いて、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、学校を支援する専門職員

・スクールサポートスタッフ

⇒教員に依頼された資料作成や授業準備等、教員の負担軽減を図り、教員をサポートするスタッフ

・エデュケーション・アシスタント

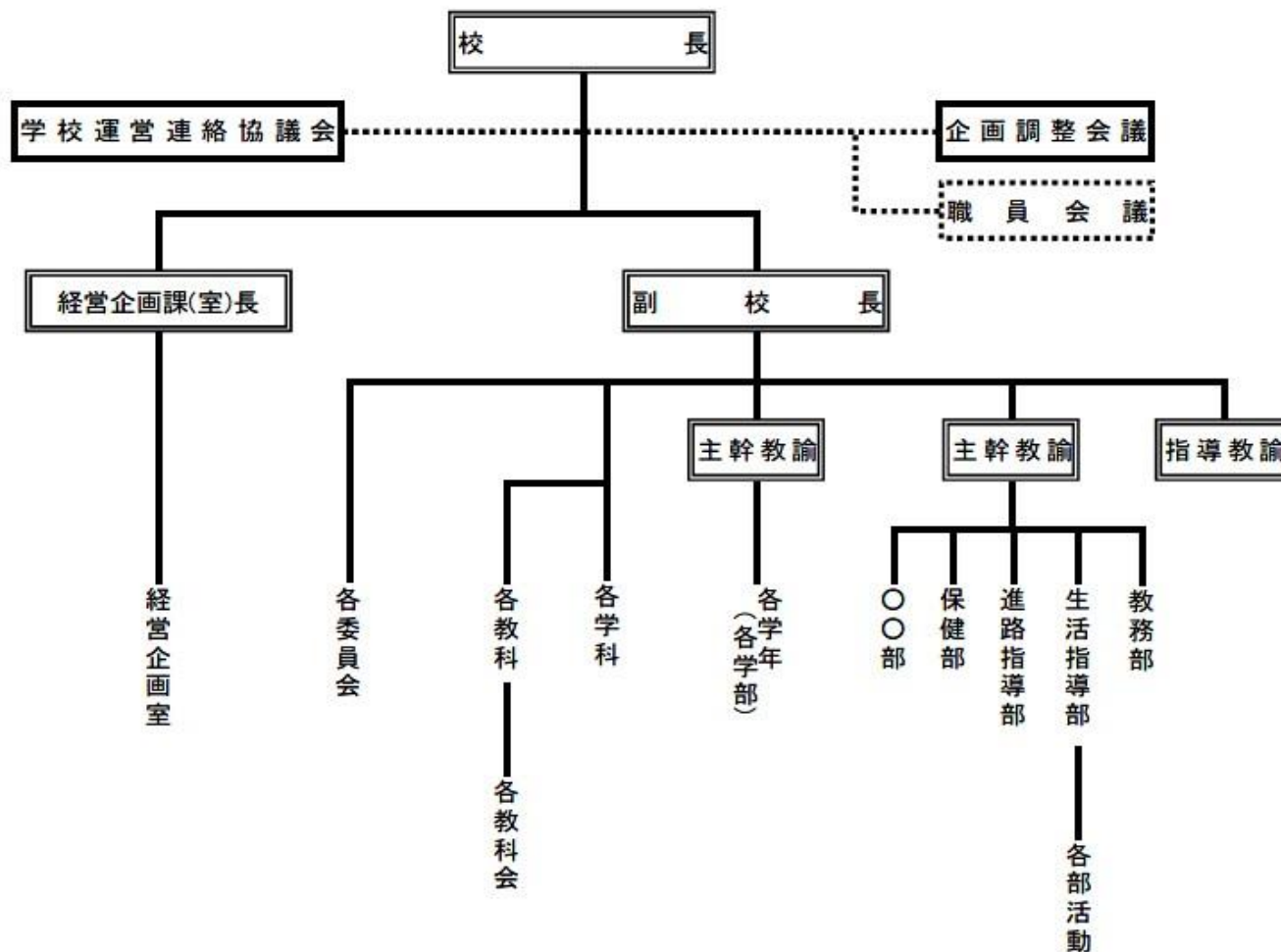
⇒小学校の第1学年から第3学年までにおいて、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担うスタッフ

2 学校・教職員、家庭・地域の現状

(1) 学校・教職員

イ 学校の運営体制

都立学校



2 (1) イ 学校の運営体制

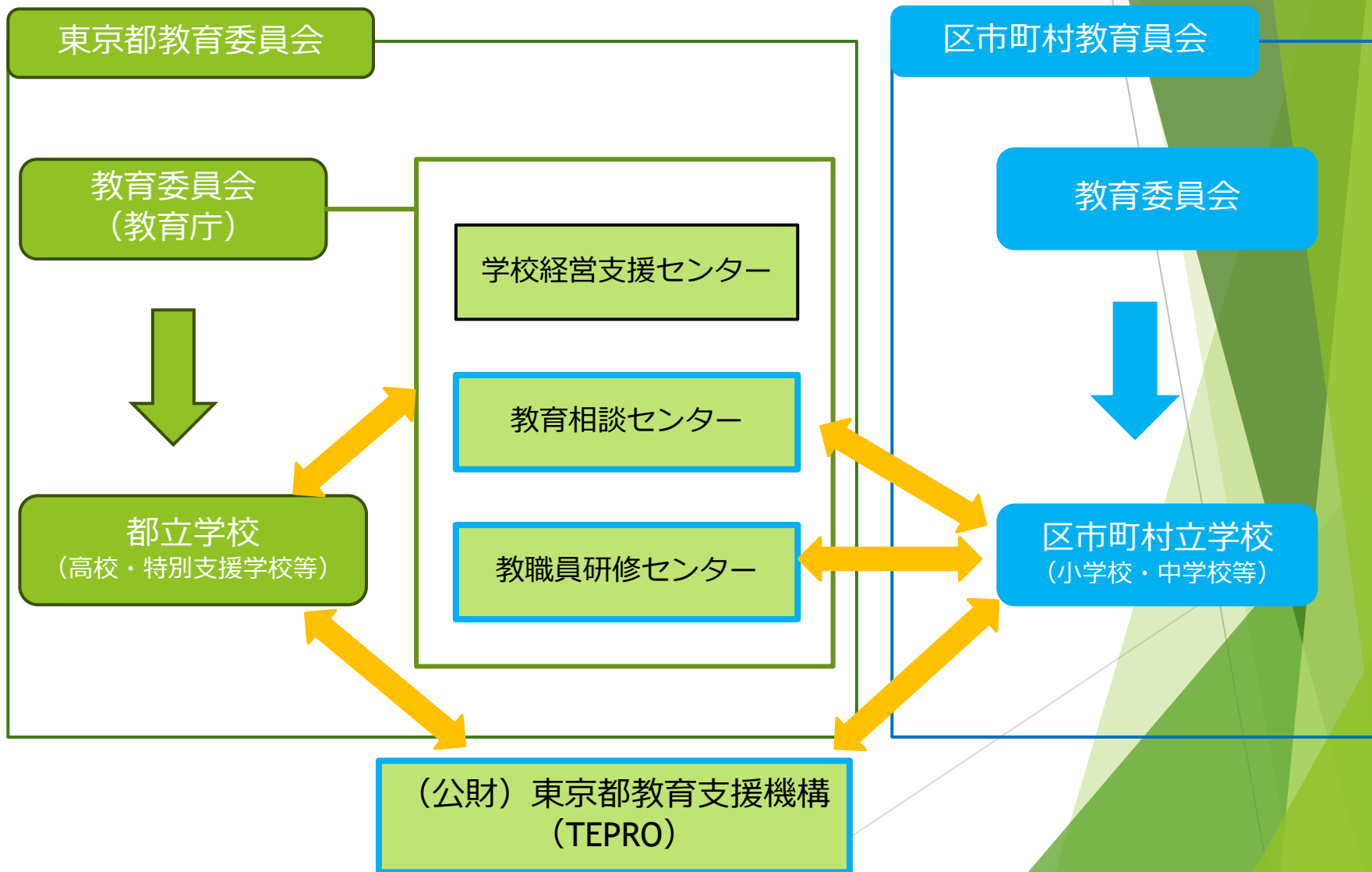
職層概要

職層	職務内容
校長	学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する
指導教諭	児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
主幹教諭	校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる
主任教諭・教諭	児童・生徒の教育をつかさどる

2 学校・教職員、家庭・地域の現状

(1) 学校・教職員

ウ 教育委員会等の学校支援体制



2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

学校経営支援センター — (支援対象 都立) —

◆学校経営支援センターの概要 (平成18年4月1日開設)

○校長による自律的な経営支援のために、本庁業務であった、予算配付・教員人事・教育課程・学校経営に関する権限をセンターに委ね、学校の身近な地域で各校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を実施

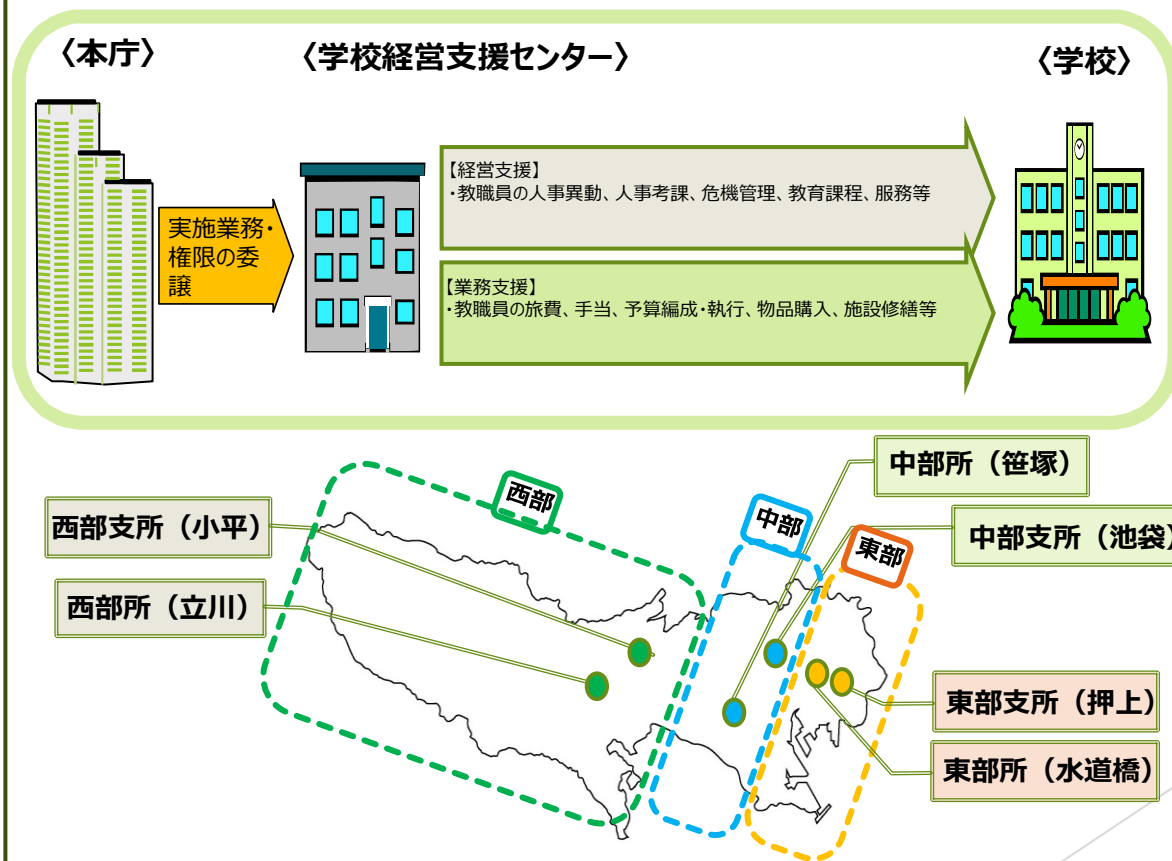
○学校事務室で行う庶務、契約及び施設管理等をセンターで集約し、学校の事務量を縮減し効率化

◆管理課の主な業務

- 学校経営企画室の業務集約による集中処理
 - ・旅費計算・支給 (管理担当)
 - ・通勤手当などの各種手当の計算・認定 (管理担当)
 - ・予算編成・執行に係る支援 (経理第一担当)
 - ・設備保守点検 (経理第一担当)
 - ・物品購入等、契約業務の集約化 (経理第二担当)
 - ・施設修繕・改修工事 (TEPRO委託)

◆経営支援室の主な業務

- 実態に応じたきめ細かな支援を実施
 - ・教職員の人材情報の収集と育成の支援 (支援)
 - ・校長の人事構想支援と異動作業 (支援)
 - ・適正な人事考課への支援 (支援)
 - ・危機管理対応支援 (支援)
 - ・教育課程の編成・実施・適正化への支援 (支援)
 - ・臨時的任用教員・非常勤講師等の任用等 (行政)
 - ・教職員のサービス (退職等)、疑義照会等 (行政)



2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

教育相談センター

(支援対象

都立

区市町村立

)

東京都教育相談センター《相談の御案内》



電話相談 (教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン)

いじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや不安、家族関係、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、体罰などの相談

○教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン



(24 時間受付：無料)

0120-53-8288

※いじめ以外の相談も受け付けています。

※来所相談は電話でお申し込みください。

(来所相談受付) 平 日：午前9時から午後9時まで
土日祝日：午前9時から午後5時まで
(開庁日、年末年始除く)

通訳を介した外国人児童・生徒の高校等連絡・教育相談は、毎週金曜日の午後1時から午後5時まで



電話相談 (高校進級・進路・入学相談)

都立高校への進学・転学・編入学、
高校中途退学後のことについての相談

○高校進級・進路・入学相談 03-3360-4175

※来所相談は電話でお申し込みください。

※年に16回、土曜日の来所相談(進路相談会)を実施しております。

通訳を介した外国人児童・生徒の高校等連絡・教育相談は、毎週金曜日の午後1時から午後5時まで

青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方、小学校で登校しぶりや不登校の状態にある方やその保護者を支援します。

☆「リスタート登録」「思春期サポートプレイス」お問合せ先

03-3360-4192



来所相談 (教育相談一般)

原則、担当相談員(心理専門職)との継続的な面接となります。

保護者との面接

子供と関わる際の気持ちを受け止め、支えています。子供の理解を深め、その上で今、どう関わればよいのかなど、一緒に考えていきます。
※保護者のみでの来所も可能です。

子供との面接

子供自身の気持ちや個性を大切にしながら、一緒に遊んだり話したり、年齢や性格に合わせた表現方法を通して関わります。子供の特徴を捉えるため、心理テストを行うこともできます。



来所相談 (高校進級・進路・入学相談)

- 都立高等学校の進級・進路及び入学・転学・編入学の相談をお受けしています。
- 現状や将来の希望を伺いながら特色ある都立高等学校等について、御案内します。
- 保護者のみの来所だけでなく、お子さんと一緒に三者で相談することが可能です。
- 都立高等学校の願書等の配布もしています。

中・高生限定 SNS教育相談

友達関係、いじめ、家族のこと、進路のことなど、子供本人からの相談をお受けしています。

対象：都内在住又は在学の中学生・

高校生(相当年齢)の方

LINEの「公式アカウント」から「相談はっとLINE@東京」で検索して登録



メール相談

返信は1回のみです。ホームページ上のフォームから御利用できます。

お急ぎの方や詳しい相談を希望される方は、電話相談を御利用ください。



<https://e-social.metro.tokyo.lg.jp/>



電話相談 (教職員等)

児童・生徒の理解や関わり方、緊急支援、校内の教育相談体制づくり、研修会講師派遣などの相談

○教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

03-3360-4160



2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

教育相談センター

(支援対象 都立 区市町村立)

電話相談について

学校と保護者や地域住民との間で生じた、問題についての相談を受け、解決に向けた助言を行います。

<基本方針>

- ◆子供にとって何が大切かを第一に考え、公平・中立の立場で相談に応じます。
- ◆相談者の話をよく聴きます。
- ◆互いの意見・考えの共通点・相違点から、事実関係を整理します。
- ◆互いにできること、できないことをはっきり伝えます。

学校問題の解決に向けて

～保護者・地域住民の皆様へ～

- 1 意見・要望等は、まずは学校へ相談ください。
- 2 学校の説明や対応に対して、どうしても納得できないときは、区市町村教育委員会又は東京都学校経営支援センターに御相談ください。
- 3 学校への相談の仕方等を一緒に考えたいときは、「学校問題解決サポートセンター」へ。(お互い匿名で行います)
※学校等への指導、教員の処分、調査はできません。
※都内の公立学校を対象にしています。

～学校の先生方へ～

- 保護者等の話を最初に十分に聴きましょう。
 - 保護者等の心情や真意を十分に受け止めましょう。
 - 保護者等にとって分かりやすい説明をしましょう。
 - 保護者等と十分に話し合い、管理職とも相談のうえ互いに納得できる具体的な解決策を提案しましょう。
 - 約束したことは速やかに実行しましょう。
 - 対応の進行状況等を保護者等に適宜連絡しましょう。
 - 解決後も、保護者等に連絡し、情報交換と共通理解に努めましょう。
- ※学校問題は学校全体の問題であるため、まずは管理職から御連絡をお願いします。

学校問題解決サポートセンター

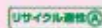
☎03-3360-4195

平 日：午前9時から午後5時まで
(開庁日、年末年始を除く)

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1
(東京都子供家庭総合センター4階)
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>



東京都教育相談センター



D607 冊

この冊子は、環境にやさしく、リサイクルされています。

2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

教育相談センター

(支援対象 都立 区市町村立)



学校問題の解決に向けた相談の流れ

学校で保護者や地域住民との間で生じた問題について、一緒に考え、解決に向けた助言を行います。



相談者

保護者・地域住民

- ① まずは、「学校」へ。
- ② 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ③ 学校への相談の仕方等を一緒に考えたい場合は、
(お互い匿名で行います)

※学校等への指導、教員の処分、調査はできません。
※都内の公立学校を対象にしています。

区市町村立学校・都立学校（管理職）

- ① 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ② 区市町村教育委員会や学校経営支援センターに相談しても解決できない場合は、

区市町村教育委員会・学校経営支援センター

学校と対応しても解決できない場合は、



学校問題解決サポートセンター



電話相談

03-3360-4195

平日：午前9時から午後5時まで
(閉庁日、年末年始を除く)

学校問題解決支援員（学校管理職経験者）・指導主事が
相談を受け、助言します。

区市町村立学校・都立学校に専門家（弁護士・心理職等）を派遣し、
助言を行う事業もあります。学校管理職から御相談ください。

当事者双方からの申し出があった場合 第三者的機関としての解決策の提示

- ①第三者的機関活用 の合意（当事者双方から、解決に取り組むこと、助言を尊重することの合意を得ます。）
- ②当事者双方からの意見聴取（専門家等が、当事者双方からの意見聴取と解決策の協議を行います。）
- ③解決策の提示（専門家等が解決策の調整と解決策の提示を双方に行います。）



専門的視点からの検討を要する場合 専門家等からの助言

相談案件を協議し、専門家等の助言を受け、サポートセンターから、文書等で回答します。

【専門家等】 弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員代表、保護者代表

2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

(公財) 東京都教育支援機構

(支援対象

都立

区市町村立

)

1 組織概要

ティープロ

(1) 名 称 公益財団法人 東京都教育支援機構 (略称: TEPRO)
[Tokyo Education Promotion and Support Organization for Schools]

(2) 目 的

- ・ 都内公立学校を多角的に支援し、「教職員の負担軽減」と「教育の質の向上」を図り、東京の教育の振興に寄与
- ・ 都内における埋蔵文化財の保護を図り、東京の文化の振興に寄与

(3) 事 業

- ① 学校教育の支援に関する事業
- ② 教職員に対する支援事業
- ③ 学校における事務及び施設の管理に関する事業
- ④ 埋蔵文化財の調査研究、保存、公開及び普及に関する事業
- ⑤ 東京都の埋蔵文化財に関する施設等の管理運営

(4) 沿 革

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 令和元年7月1日 | 「(一財) 東京学校支援機構」設立 |
| 令和4年4月1日 | 公益財団法人化 |
| 令和5年4月1日 | (公財) 東京都スポーツ文化事業団から
埋蔵文化財事業を移管 |
| 令和5年7月1日 | 名称を「東京都教育支援機構」に変更 |



2 主な事業概要

① 学校教育の支援に関する事業

学校が必要とする人材を開拓・紹介

- ☐ TEPRO Supporter Bank事業

② 教職員に関する支援事業

専門外の懸案事項の相談、高度な交渉等について、教員に代わり実施

- ☐ 学校法律相談デスク事業
- ☐ 国際交流コンシェルジュ事業
- ☐ 産休・育業代替教員等確保支援事業
- ☐ 都立学校日本語指導支援事業
- ☐ 都立中学校等部活動の地域連携促進支援事業
- ☐ 公立学校働き方改革推進事業

③ 学校における事務及び施設の管理に関する事業

学校事務の業務を集約・効率化し、教員サポートや学校経営への参画を促進

- ☐ 都立学校施設維持管理業務事業
- ☐ 公立学校屋内施設空調設置支援事業
- ☐ 学校事務の集約化事業 (就学支援金等申請受付事務)
- ☐ 会計年度任用職員選考業務支援事業

④ 埋蔵文化財の調査研究、保存、公開及び普及に関する事業

- ☐ 埋蔵文化財発掘調査事業
- ☐ 埋蔵文化財の広報普及事業

⑤ 東京都の埋蔵文化財に関する施設等の管理運営

- ☐ 東京都立埋蔵文化財調査センター指定管理事業

2 (1) ウ 教育委員会等の学校支援体制

TEPRO 学校法律相談デスク — (支援対象 都立)

TEPRO 学校法律相談 デスクとは



都立学校を対象に、**学校で生じる日常的な懸案事項について、発生初期の段階から気軽に相談できる窓口**を設置しています。本窓口では、教育分野に精通した弁護士が、法律的知見に基づき迅速に御相談に対応いたします。
この相談窓口を通じて、教職員の負担軽減を図るとともに、事故やトラブルの未然防止や早期解決を支援いたします。

相談例

- 児童生徒の事故や指導に関わる法的責任
- 近隣住民等からの要望、苦情への対応
- SNS関連のトラブル
- 著作権、肖像権等

都立学校

発生初期の
段階から相談

速やかな助言
対応事例の提供

専門相談員(弁護士)

教育分野に詳しい弁護士が
法律的知見に基づき助言

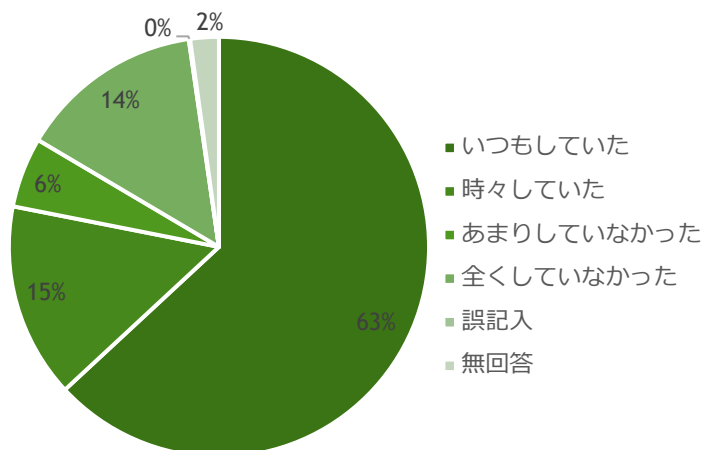
2 学校・教職員、家庭・地域の現状

(2) 家庭・地域

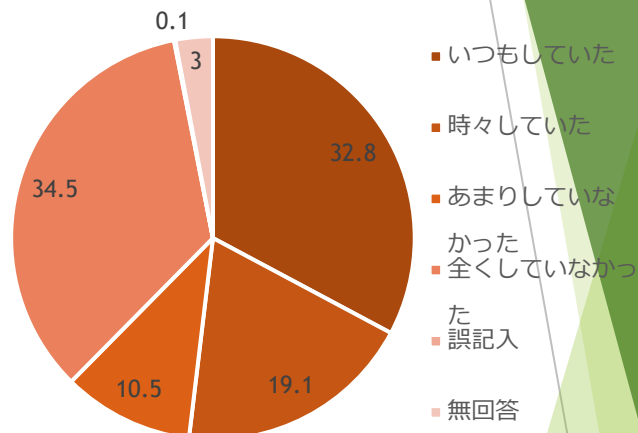
ア 多様な保護者

○保護者の現状（全国）

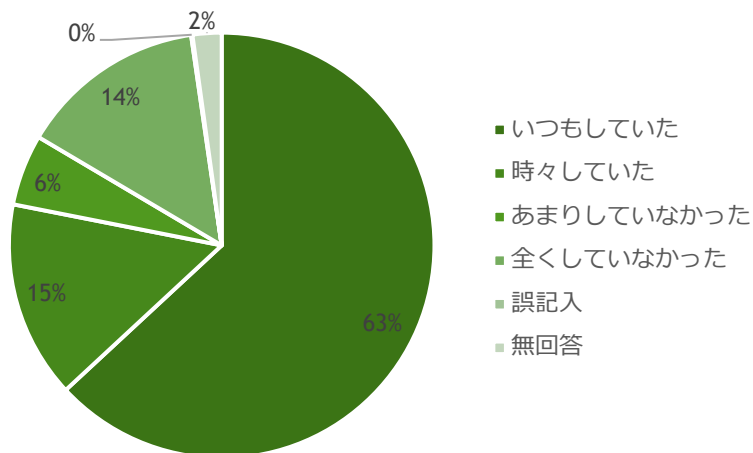
小学校 昨年授業参観に参加しましたか



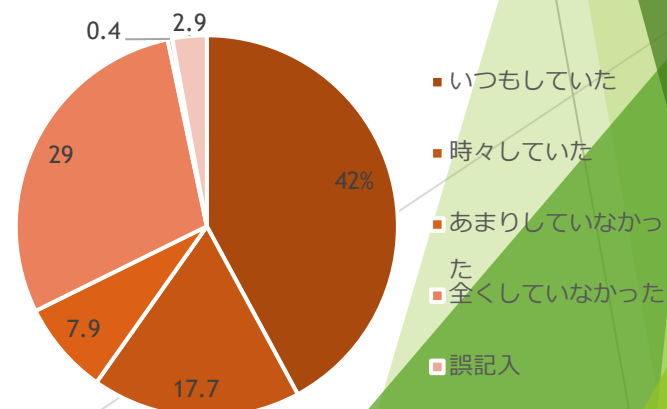
中学校 昨年授業参観に参加しましたか



小学校 昨年学校行事（運動会や音楽会）に参加しましたか



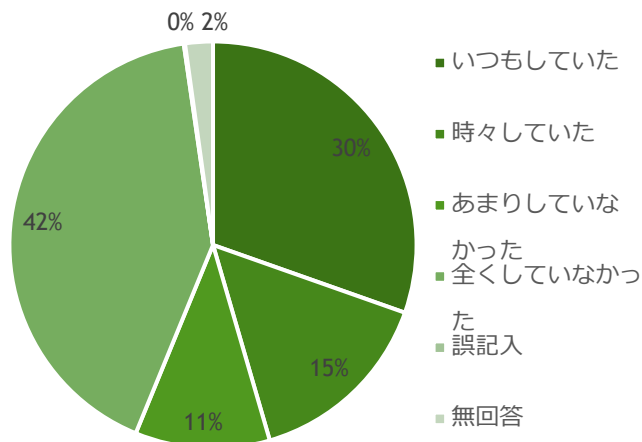
中学校 昨年学校行事（運動会や音楽会）に参加しましたか



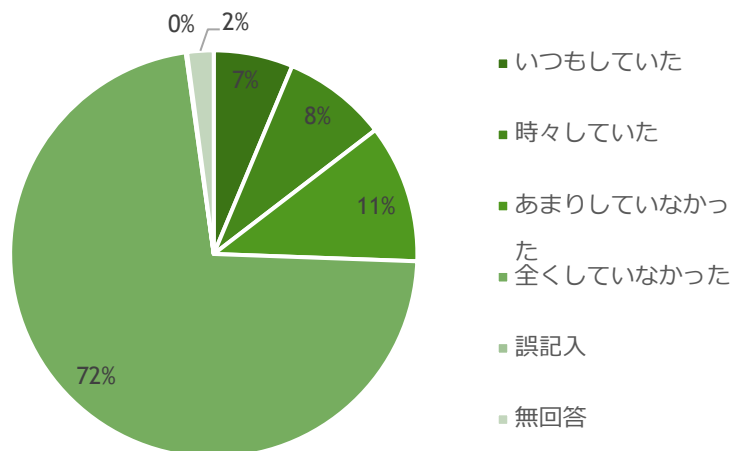
2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状（全国）

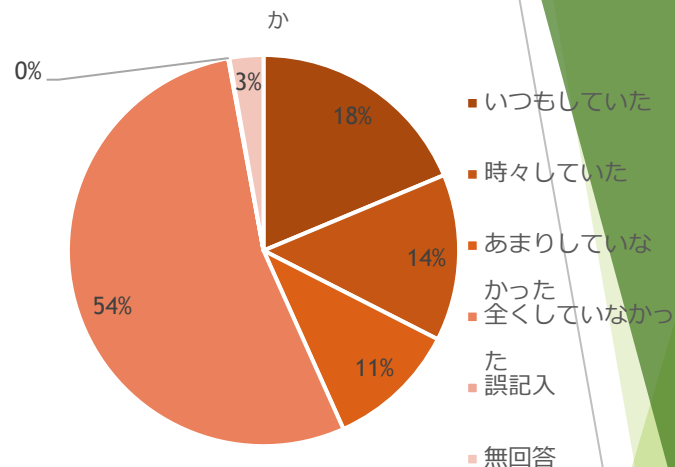
小学校 昨年PTA活動に役員や委員として参加しましたか



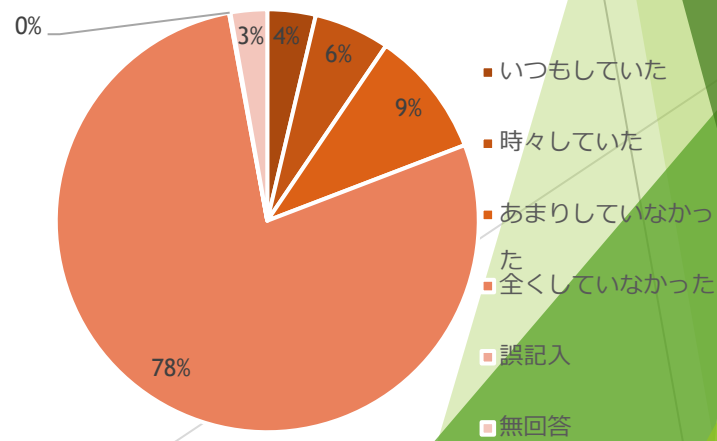
小学校 昨年、学級・学校ボランティア活動（読み聞かせ、丸付け、課外活動の引率補助等）に参加しましたか



中学校 昨年PTA活動に役員や委員として参加しましたか



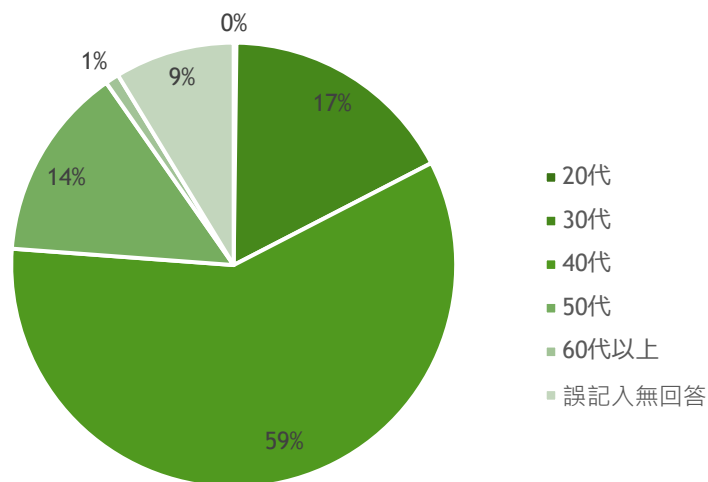
中学校 昨年、学級・学校ボランティア活動（読み聞かせ、丸付け、課外活動の引率補助等）に参加しましたか



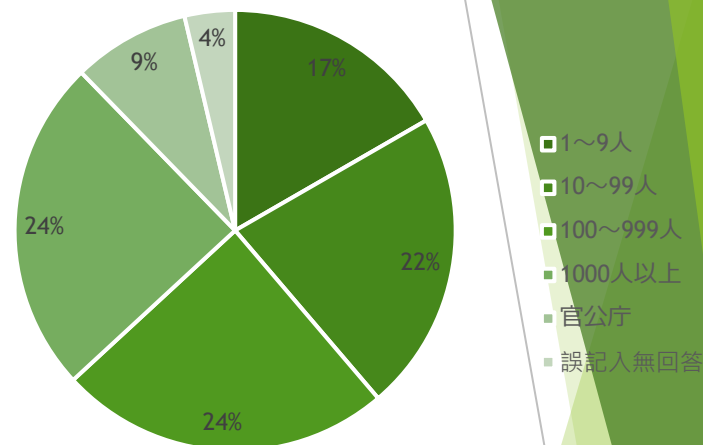
2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状 小学校 父親（全国）

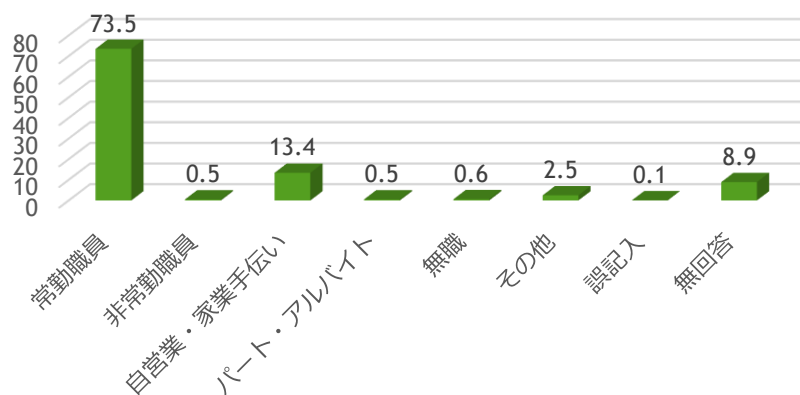
年齢



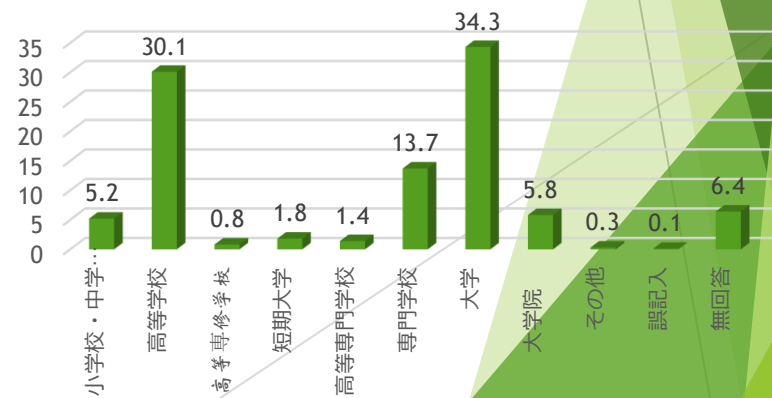
会社規模



現在の仕事



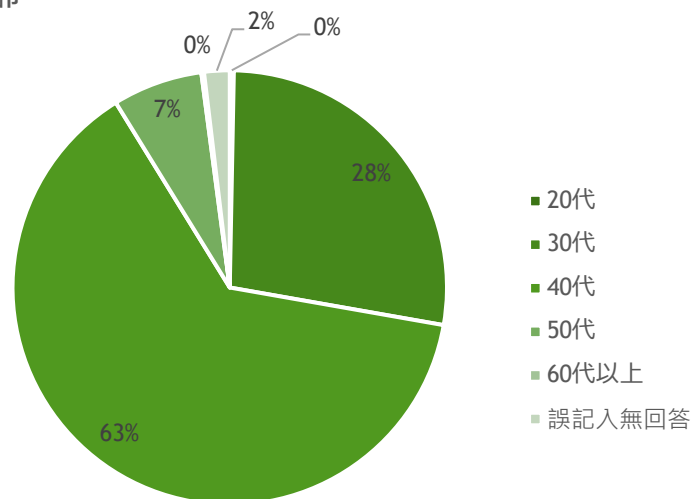
最終学歴



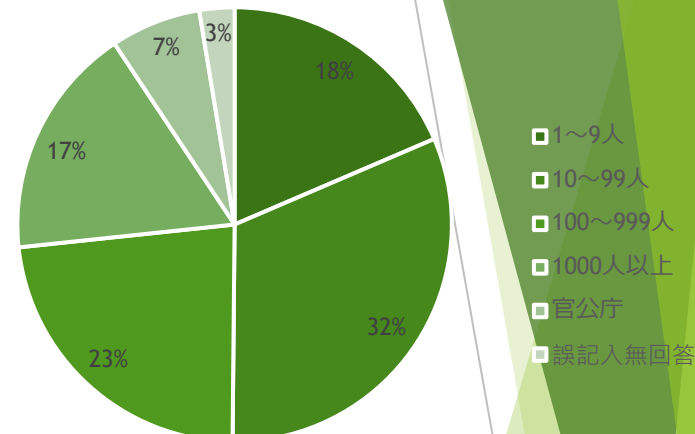
2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状 小学校 母親（全国）

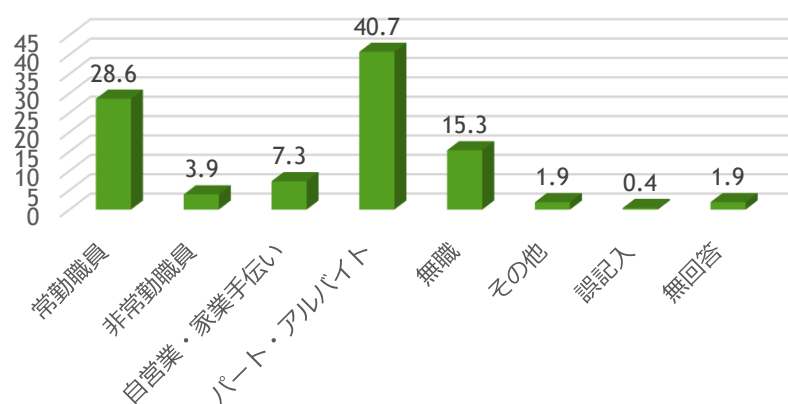
年齢



会社規模



現在の仕事



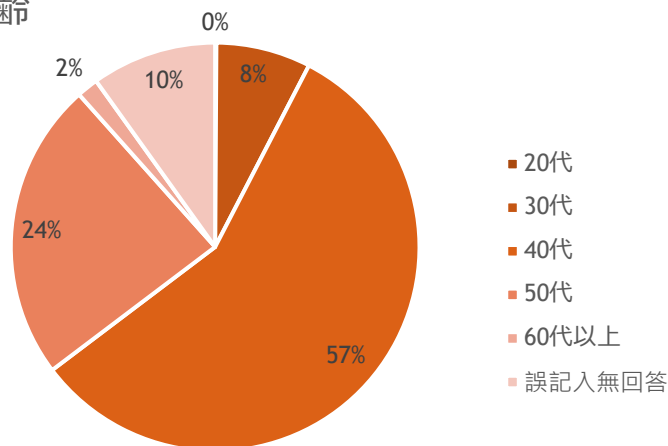
最終学歴



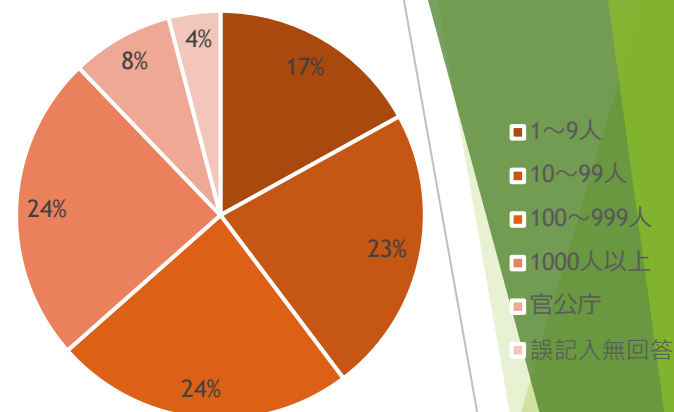
2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状 中学校 父親（全国）

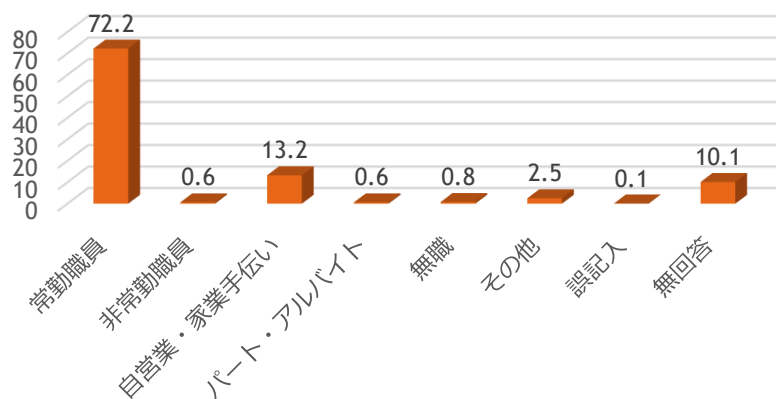
年齢



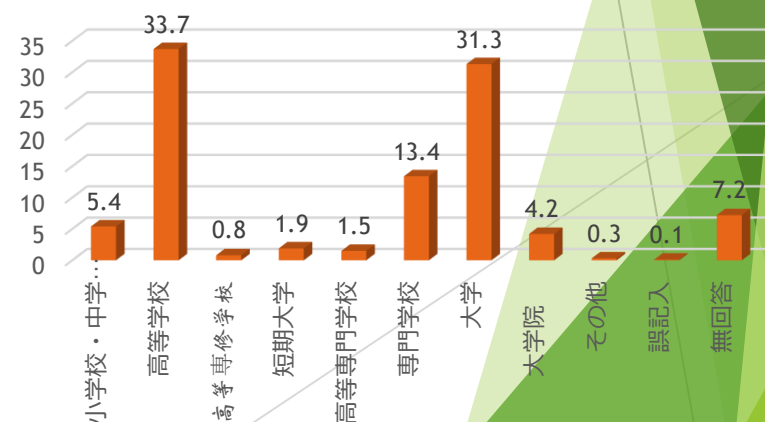
会社規模



現在の仕事



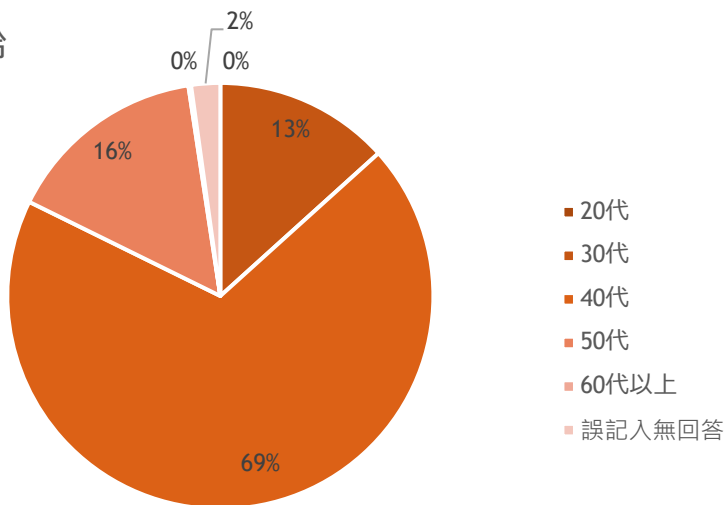
最終学歴



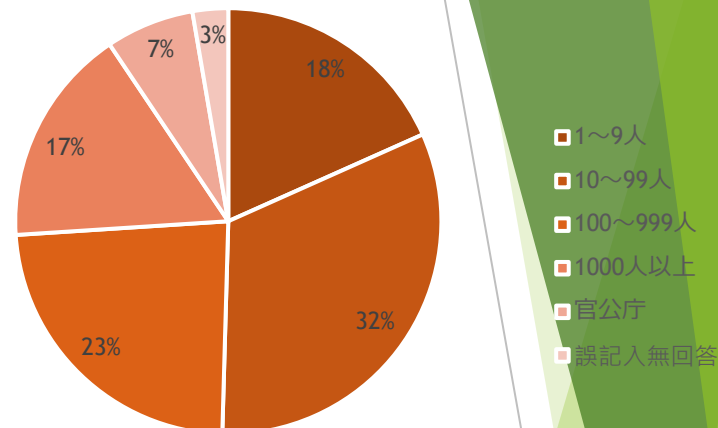
2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状 中学校 母親（全国）

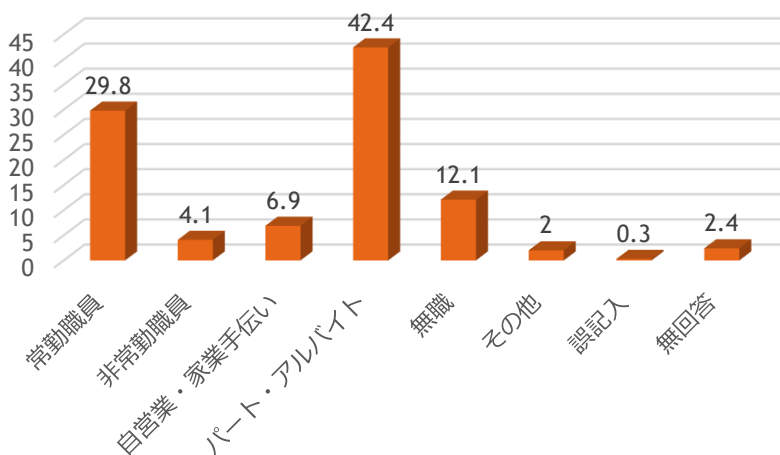
年齢



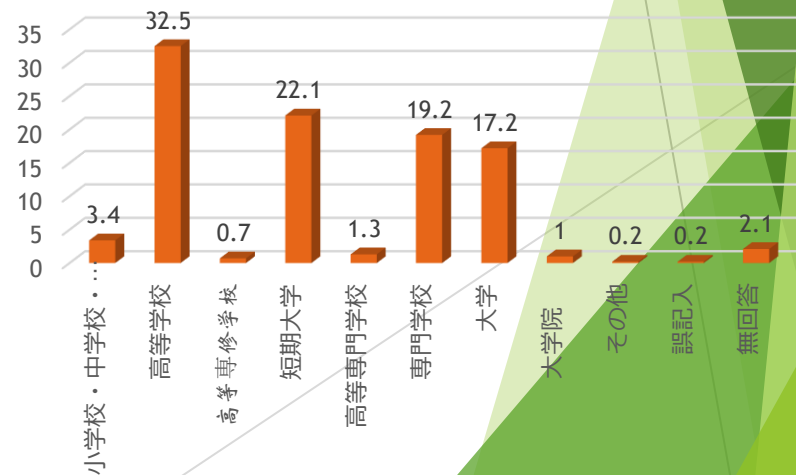
会社規模



現在の仕事

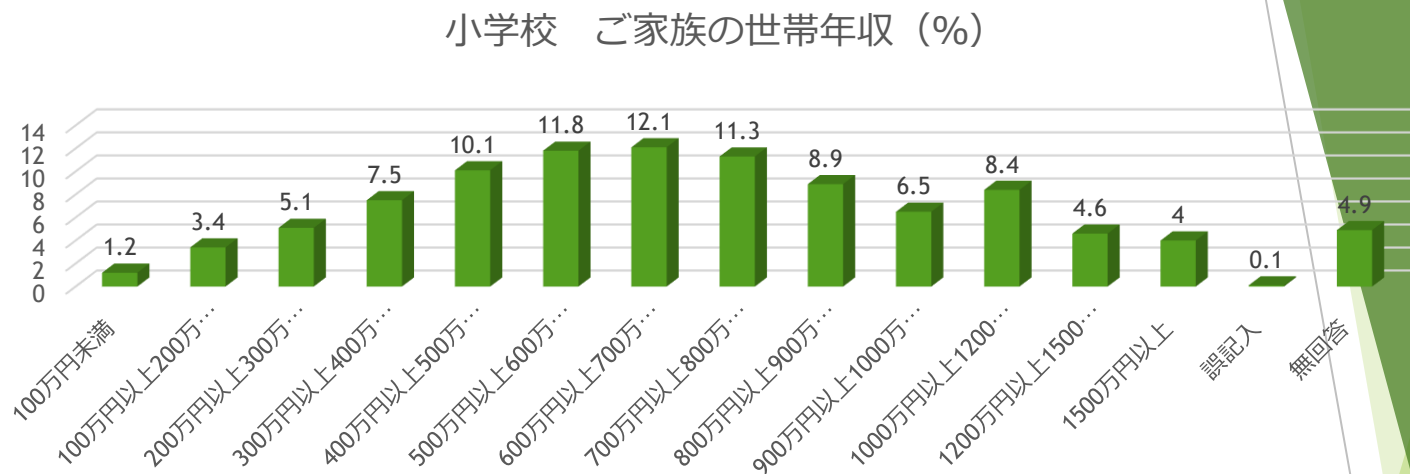


最終学歴

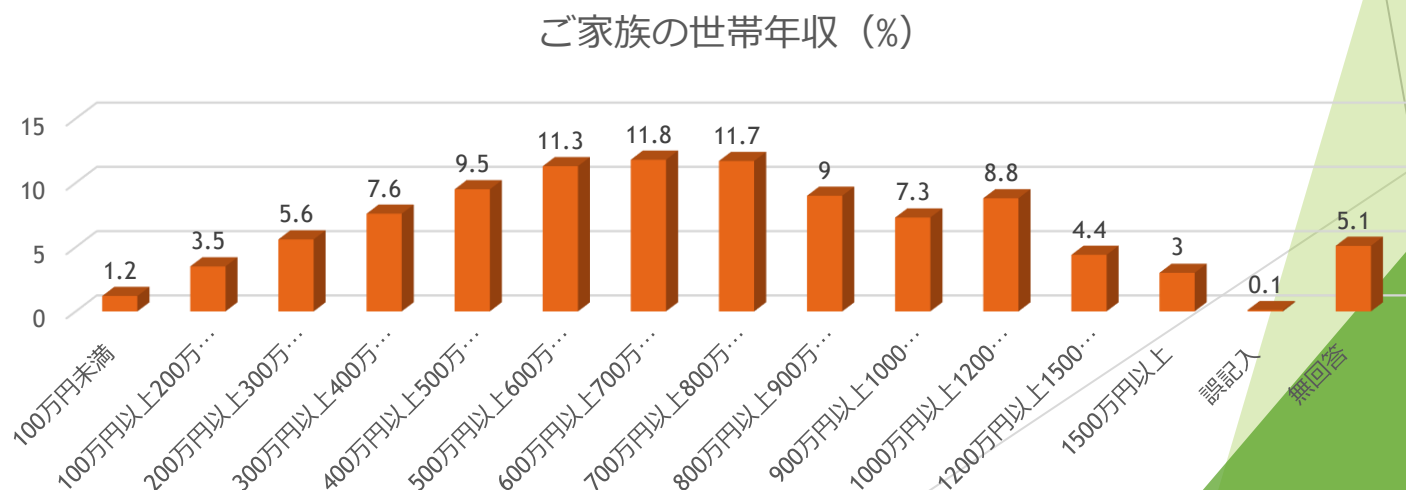


2 (2) ア 多様な保護者

○保護者の現状 小学校（全国）



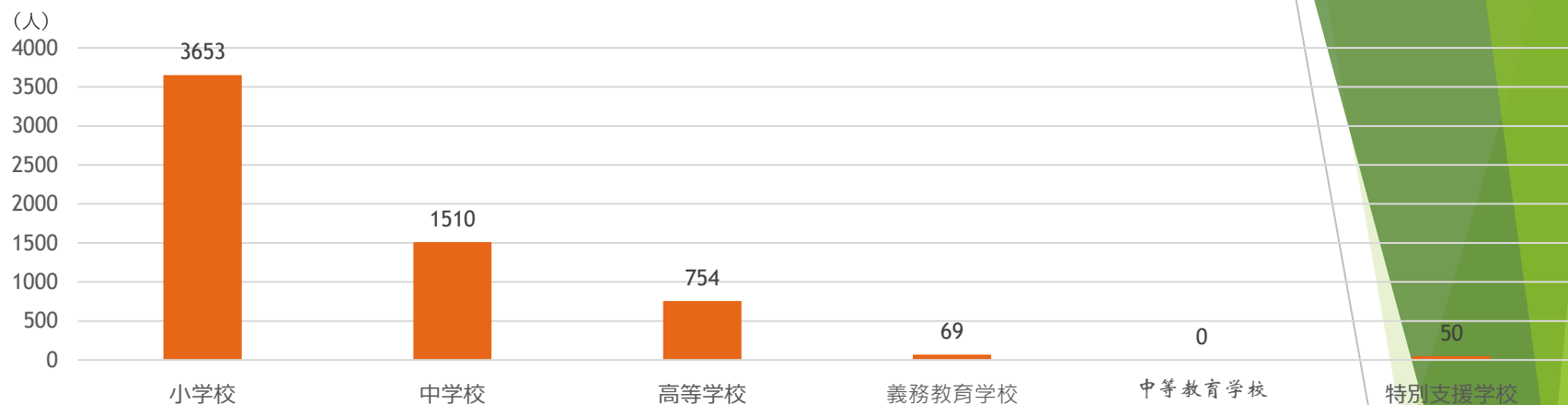
○保護者の現状 中学校（全国）



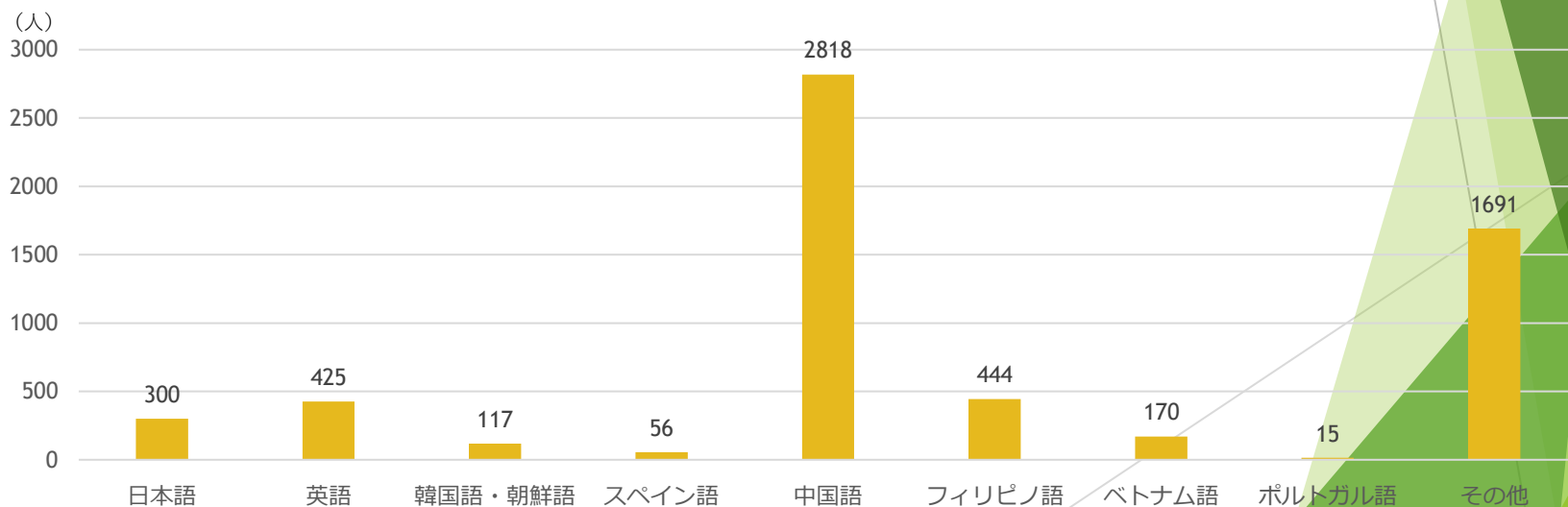
2 (2) ア 多様な保護者

○日本語指導が必要な生徒（東京都）

令和6年度 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況



令和6年度 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語別在籍状況



令和6年度 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況データに基づき作成

2 学校・教職員、家庭・地域の現状

(2) 家庭・地域

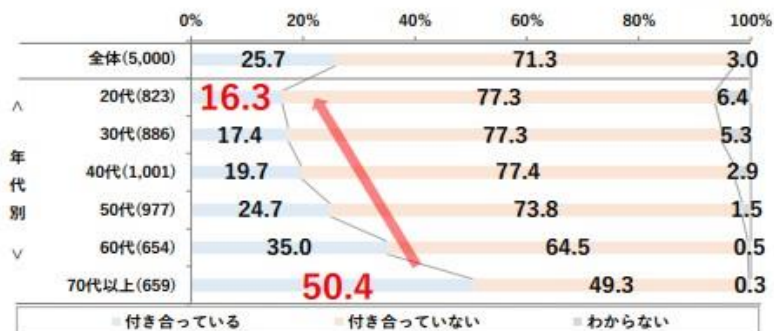
イ 地域社会の現状

○地域との関り（都民調査）

近隣住民との付き合いの程度

「付き合っている」25.7%、「付き合っていない」71.3%
年齢が若いほど付き合っている割合が少ない

n=5,000



近隣住民との付き合いが少ない理由（上位5項目）

「他の住民との接点がない」61.9%
「付き合わなくても困らない」46.0%

(%)



地域社会での暮らしについて不安に思うこと（上位5項目）

「災害への備え」49.3%、「防犯対策」39.1%

(%)



地域のつながりの形成のために行政が行うべき取組（上位5項目）

「町会・自治会活動の支援」22.5%

(%)



3 学校を取り巻く主な課題

(1) 東京都が目指す教育

3 東京の目指す教育



誰一人取り残さず、
すべての子供が
将来への希望を持って、
自ら伸び、育つ教育

ポイント

- 子供たち一人一人が個性や強みを伸ばして、自ら伸びようとする意欲を高め、自分らしく成長できる
- 子供たちが、学校内外での学びが、社会や自分の将来とどのようにつながっているかを意識し、学びの意義や意味を実感できる
- 教育DXによって、子供たちがいつでもどこでも、自分に合った学習の進捗や方法で学ぶことができる

3 (1) 東京都が目指す教育

「東京の目指す教育」の実現に向けて、下記3つの「学び」を社会全体で日々実践

子供の意欲を引き出す「学び」

- 子供**一人ひとり**が、何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかを実感、理解
- 子供**一人ひとり**の学習の進度や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを追求
- 子供**一人ひとり**の状況を適切に把握し、個に応じた教育を不断に改善



社会全体の力を生かした「学び」

- 学校や教員の力だけで、子供たちの教育をすべて担うという考えではなく、地域や社会の人的・物的資源を積極的に活用
- 子供**一人ひとり**のおかれた様々な状況に応じて、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が互いに連携し、社会全体で子供の成長を支援



ICTの活用による「学び」

- ICTを活用して何をどのように学ぶのかという観点から、**一人ひとり**に最適な学びと協働的な学びのベストミックスを図り、教え方や学び方を改革
- 学習データ等の活用により、エビデンスベースの最適化された学びを提供



3 学校を取り巻く主な課題

(2) 主な教育課題への学校の対応

不登校・中途退学

教職員・保護者向け冊子「不登校の子供たちへの支援のポイント」について 抜粋

教職員・保護者向け冊子「不登校の子供たちへの支援のポイント」について

1 作成の背景

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 29 年 2 月施行）
- 文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月）

- ① フリースクール等との連携が、一層求められるようになったこと
- ② 保護者や教職員が、法や通知の内容への理解を一層深める必要があること

2 都教育委員会のフリースクール等との連携に関する取組

H19～R 元年度	不登校・若者自立支援フォーラム（児童・生徒支援フォーラム）
H27 年度	不登校・中途退学対策検討委員会
H28 年度	教育支援センター（適応指導教室）等におけるサポート講座事業
H28～30 年度	教育委員会と民間施設・団体との意見交換会
H28 年度	教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会
H29～R 元年度	教育支援センター機能強化モデル事業
R 元年度	教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会

3 冊子の概要

- (1) 目的 不登校の子供が、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、不登校児童・生徒への支援の在り方について等の理解促進を図る。

(2) 内容【全 20 ページ（表紙 1 ページ含む）】

項目		内容の概要
Ⅰ 不登校の捉え方 (4 ページ)		
	○ 不登校の理解の基本	不登校の子供たちの気持ちを理解するための基本的な考え方
	○ 不登校の子供への支援	不登校の子供たちに対する支援の視点
Ⅱ 子供の様子の変化に気づいたら (13 ページ)		
学校	○ 支援方策の検討	「支援シート」を活用した組織的対応の流れ
	○ 学校で相談できる職員	養護教諭、スクールカウンセラー等の役割
	○ 別室登校する子供への支援	学校における効果的な事例
学校外施設等	○ 教育支援センター	教育支援センターにおける効果的な事例
	○ ICT等を活用した学習	出席の取扱いの要件
	○ 公的な相談機関等	子ども家庭支援センター、精神保健福祉センター等の役割
		フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意点
	○ フリースクール等	フリースクール等と学校・教育委員会との連携による効果的な事例
Ⅲ 教職員の皆さんへ (1 ページ)		
	○ 法令や通知の趣旨	通学定期乗車券制度の適用等
Ⅳ 保護者の皆様へ (1 ページ)		
	○ 保護者への情報提供	不登校経験者や保護者の体験談

- (3) 配布・活用等
- 都内公立小・中学校を通じ、不登校の子供の保護者に配布し、教職員、保護者の理解を促進
 - 区市町村教育委員会や教育支援センター及びフリースクール等*の職員に配布し、連携を推進
 - 都内国立及び私立小・中学校でも活用できるよう、資料として送付

※ 本冊子では、不登校の子供への支援を主たる目的としている民間施設・団体等をフリースクール等という。

3 (2) 主な教育課題への学校の対応

特別支援教育

東京都特別支援教育推進計画(第二期)

▶今後の都の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画

▶具体的な取組等の内容を明らかにする実施計画を三次に分けて策定

第一次実施計画(H29～R3)

障害者権利条約の発効など、障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえた新たな長期計画を策定するとともに、具体的な取組等の内容を明らかにする第一次実施計画を策定

第二次実施計画(R4～R6)

「未来の東京」戦略等を踏まえつつ、インクルーシブな教育の推進や医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進などの施策に重点的に対応

第三次実施計画(R7～R9)

これまでの実施計画に基づく取組の成果を踏まえながら、特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実

特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、
一人ひとりの能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

基本理念の実現に向け、以下の四つの方向性に沿って施策を推進

施策の方向性Ⅰ

特別支援学校における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅱ

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅲ

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

施策の方向性Ⅳ

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

3 (2) 主な教育課題への学校の対応

いじめ

東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(上巻) [学校の取組編] 抜粋

東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対処

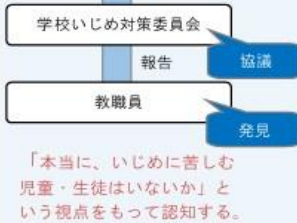
①定義に基づく確実ないじめの認知

〇いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

いじめの定義

- 1 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめの認知



⇒38ページへ

②対応方針・役割分担の協議

〇いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



⇒56ページへ

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で丸となって取り組む <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

③年3回以上の研修の実施

〇年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修や〇J T等を受け、日常の指導に生かしているか。



いじめ総合対策【第2次・一部改定】
下巻「実践プログラム編」等を参考

教職員一人一人の対応力の向上を図る。

⇒27ページへ

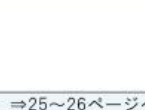
④学校いじめ対策委員会についての理解

〇「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解しているか。

学校いじめ対策委員会
いじめ防止対策において中核となる組織

- ・年間計画の作成と実施
- ・記録の保管と引継ぎ
- ・学校サポートチーム会議の実施
- ・学校評価の実施や「学校いじめ防止基本方針」の改訂 等

あなたの学校の構成メンバー



⇒25～26ページへ

⑤基本方針の理解

〇自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。

学校
いじめ防止
基本方針

実効性があり、学校として確実にやり切っていくための行動計画
・基本的な考え方・組織
・年間計画・対応の手順 等

全教職員、保護者、地域等による、いじめ防止対策の在るべき姿の共通理解

内容について自分の言葉で
分かりやすく説明できるようにする。

⇒24ページへ

⑥学校いじめ対策委員会への報告

〇児童・生徒の気になる様子を把握した場合には、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。



⇒45ページへ

⑦重大事態の定義・対処

〇いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解しているか。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

被害児童・生徒や保護者からの申立てがあったときも「疑いがある」と考える。

⇒70ページへ

⑧情報共有シートの活用

〇いじめの事例について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。



⇒45ページへ

⑨学校評価の活用

〇いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。



⇒27ページへ

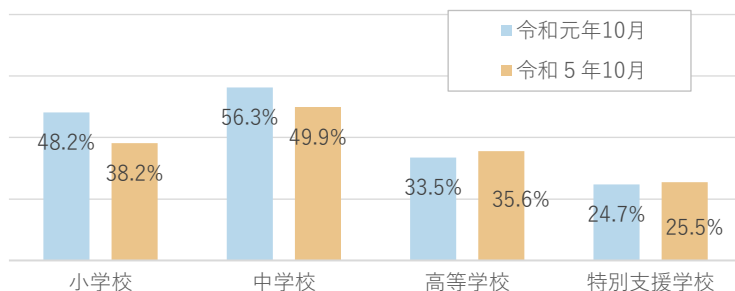
3 学校を取り巻く主な課題

(3) 教員の長時間勤務の現状と働き方改革

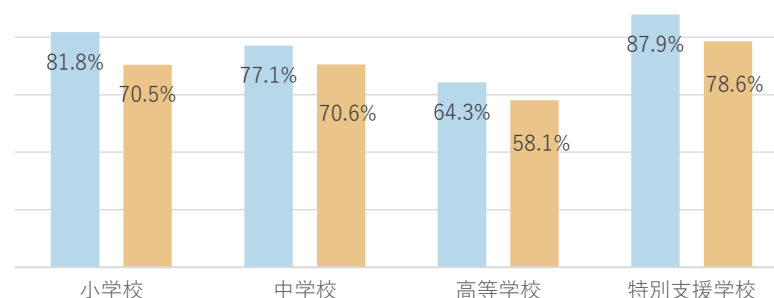
教員の現状

時間外勤務が、月45時間（国・都の基準）を超える教員の割合

教諭等（主幹教諭、指導教諭、主任教諭を含む）



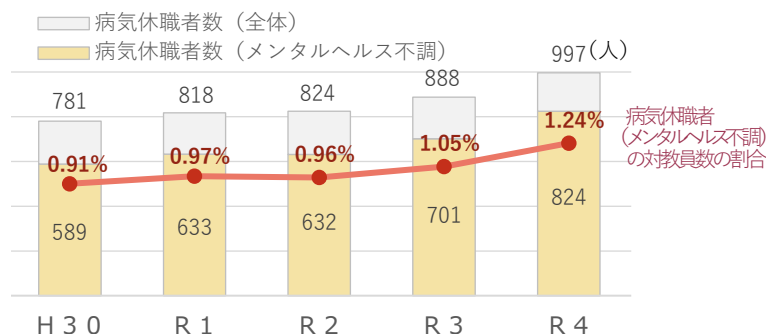
副校長



時間外勤務状況は改善傾向にあるものの、依然、長時間勤務の教員が多い状況

カードシステム等で把握した10月の在校等時間の比較 ※校外における時間外勤務を含む（一部の地区除く）

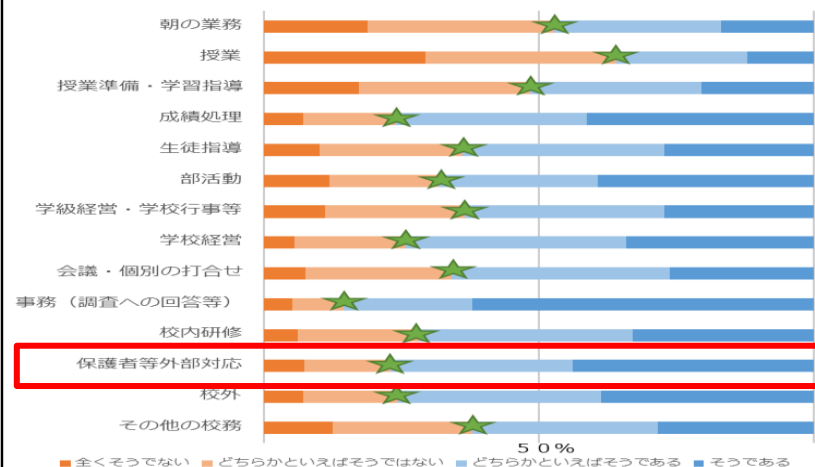
病気休職、メンタルヘルス不調等の状況



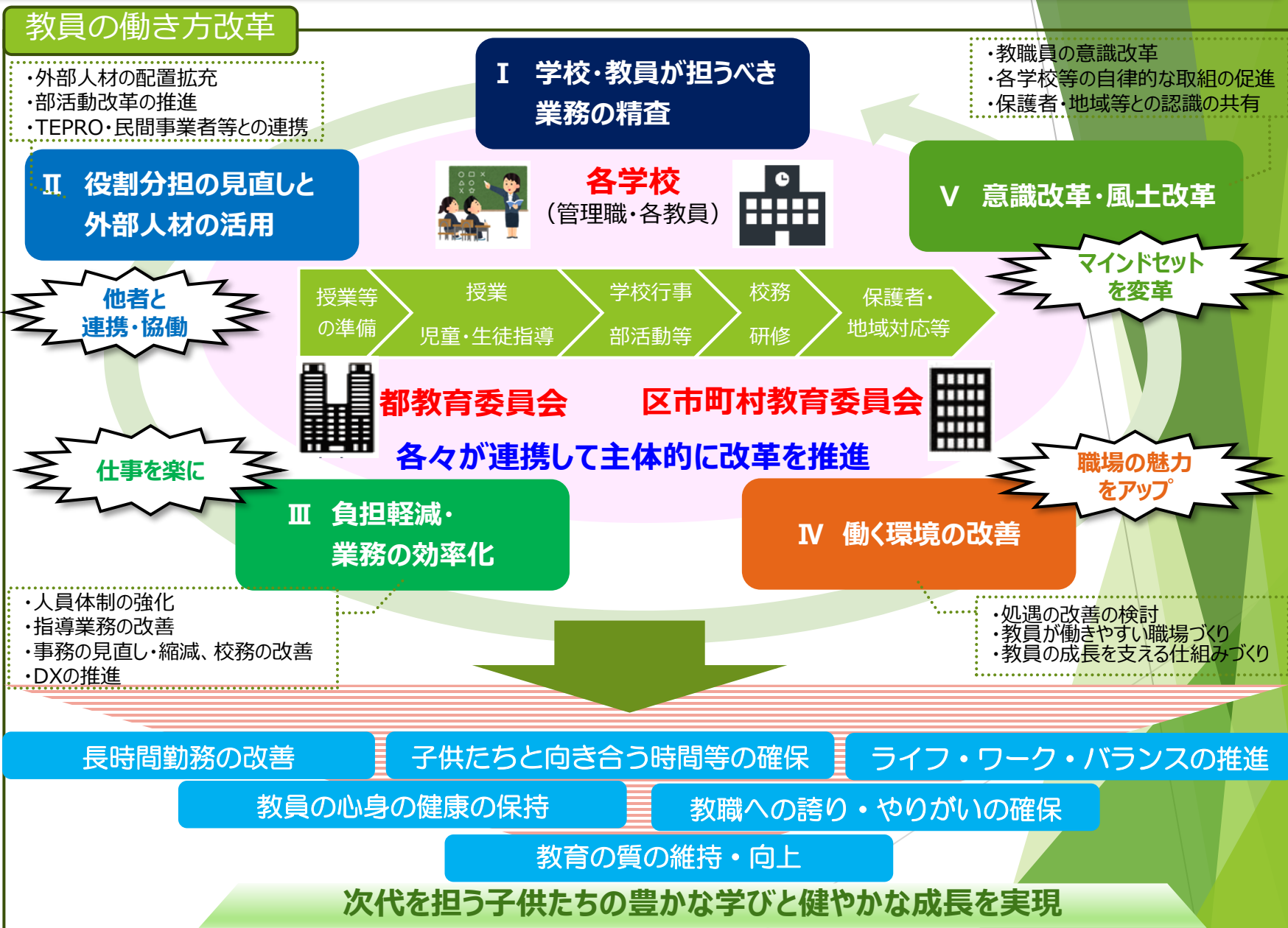
メンタルヘルス不調による病気休職者数の割合が増加

文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」から都内公立学校分を抜粋

高等学校<この業務は負担である>



3 (3) 教員の長時間勤務の現状と働き方改革



3 (3) 教員の長時間勤務の現状と働き方改革

	これまで (H29年度～)	現状 (R5年度)	目指す姿
方針等	H30.2「学校における働き方改革推進プラン」 R2「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」	R5.11「健康的な職場環境を実現するための宣言」 R6.3「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」	
精査業務の		【学校業務改革推進支援】 ・委託調査(R6)実施に向けた調整	○保護者、地域等の理解も得て 学校・教員が担う業務を適正化
役割部分材の見直しと	【外部人材の活用 (H30実績)】 ・副校長補佐 (H29～) : 117校 ・スクール・サポート・スタッフ (H30～) : 433人 ・部活動指導員 (H30～) : 596人 【部活動改革】 ・「部活動に関する総合的なガイドライン」の策定 (R元.7) ➡適切な休養日や活動時間を設定 【TEPROの設置 (R元.7)】 ・人材バンク(R2実績) - 個人登録数 : 4,323人 - 団体登録数 : 72団体 - 活動者数 : 634人 ・法律相談デスク(R2実績)相談件数 : 88件	【外部人材の活用 (R5予算規模)】 ・副校長補佐 : 1,028校 ・スクール・サポート・スタッフ : 1,971人 ・部活動指導員 : 1,412人 ・IT・デモンstration・アシスタント (R4～) : 100校 ・社会の力活用事業 (R3～) : 950学級 【部活動改革】 ・都立高校におけるバドミントン校 : 運動部6校12部、文化部1校1部 ・都立中学校等における段階的な地域移行 : 10校10部 ・各区市町村における取組支援 【TEPROによる学校支援 (R4実績)】 ・人材バンク - 個人登録数 : 7,064人 - 団体登録数 : 157団体 - 活動者数 : 1,270人 ・法律相談デスク 相談件数 : 151件	○外部人材との連携・協働により教員の負担を軽減するとともに子供と向き合う時間を確保 ○社会の力も生かして教科指導を一層充実 ○部活動の地域連携・地域移行を実現 ○教員の負担を軽減するとともに地域の人材の専門性を生かして部活動指導を一層充実 ○TEPRO・民間等との連携により多角的に学校経営を支援
業務負担軽減の効率化	【校務負担軽減のための時数軽減】 ・従来の教務主任等に加え、負担の大きい校務を担う教員の時数軽減 (R元～)	【小学校教科担任制の推進(R5実施規模)】 ・推進校の指定 (R3～) : 20校 【校務負担軽減のための時数軽減】 ・時数軽減の規模を拡大	○高学年への教員を配置し、学級担任制から教科担任制の仕組みへ転換 ○教員の負担を軽減するとともに教員や時間講師等の専門性を生かして教科指導を一層充実

3 (3) 教員の長時間勤務の現状と働き方改革

	これまで（H29年度～）	現状（R5年度）	目指す姿
業務の効率化・負担軽減	【調査等の見直し・縮減】 ・教育庁調査ルールを策定（H31.3） 【保護者対応】 ・学校問題解決サポートセンター（都教育相談センター）による支援 電話相談件数（H29実績）：654件 【DXの推進】 ・区市町村における以下のシステム導入を支援（H30～R2） 統合型校務支援システム、学校徴収金システム 出退勤管理システム	【調査等の見直し・縮減】 ・調査の見直し・縮減の視点を再整理 【保護者対応】 ・電話相談件数（R4実績）：927件 ・「学校問題解決のための手引き」の改訂（R4.3） 【DXの推進】 ・都立学校に以下のシステムを導入 統合型校務支援システム（R4.4～） 定期考査採点・分析システム（R4.2～） 庶務事務システム（R4.9～）	○子供と向き合うための時間を確保するなど、教員が教員としての職務に注力できる環境を確保 ○TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進し「学び方」、「教え方」、「働き方」を一体的に改革
働く環境の改善	【教員のメンタルヘルスサポート】 ・啓発冊子配布・講師派遣 ・メンタルヘルス相談事業（対面、電話、メール、訪問相談等） ・職場復帰支援事業	【相談しやすい職場づくり】 ・アウトリーチ型相談事業（R4～） ・「先生たちのほっとLINE」開設（R5.12～）	○身近な相談体制を一層充実して安心して働ける職場づくりを実現
意識改革	【教員の意識改革】 ・都立学校で学校閉庁日を設定（H30～） ・出退勤管理システム導入による在校等時間の客観的把握	【教員の意識改革】 ・学校閉庁日の設定状況（5日以上設定する学校の割合（R4）） 都立学校：97.2% 区市町村立学校：54.1%	○テレワークや時差勤務など、多様な働き方が浸透 ○タイムマネジメント意識が浸透
主な成果指標	<時間外在校等時間月45時間超> 小48%/中56%/高34%/特25%（R元） <ストレスチェック（仕事のコントロール）> 105（R元） <ストレスチェック（職場の支援）> 100（R元） <仕事と仕事以外のバランス> 未調査 <年休取得日数> 15.4日（R元） <仕事の満足度> 未調査		
	小38%/中50%/高36%/特26%（R5） 105（R4） 100（R4） （33.2% 参考値）（R4） 16.4日（R4） （58.4% 参考値）（R4）		
	全校種0% 100以下 100以下 80%以上 20日 80%以上		

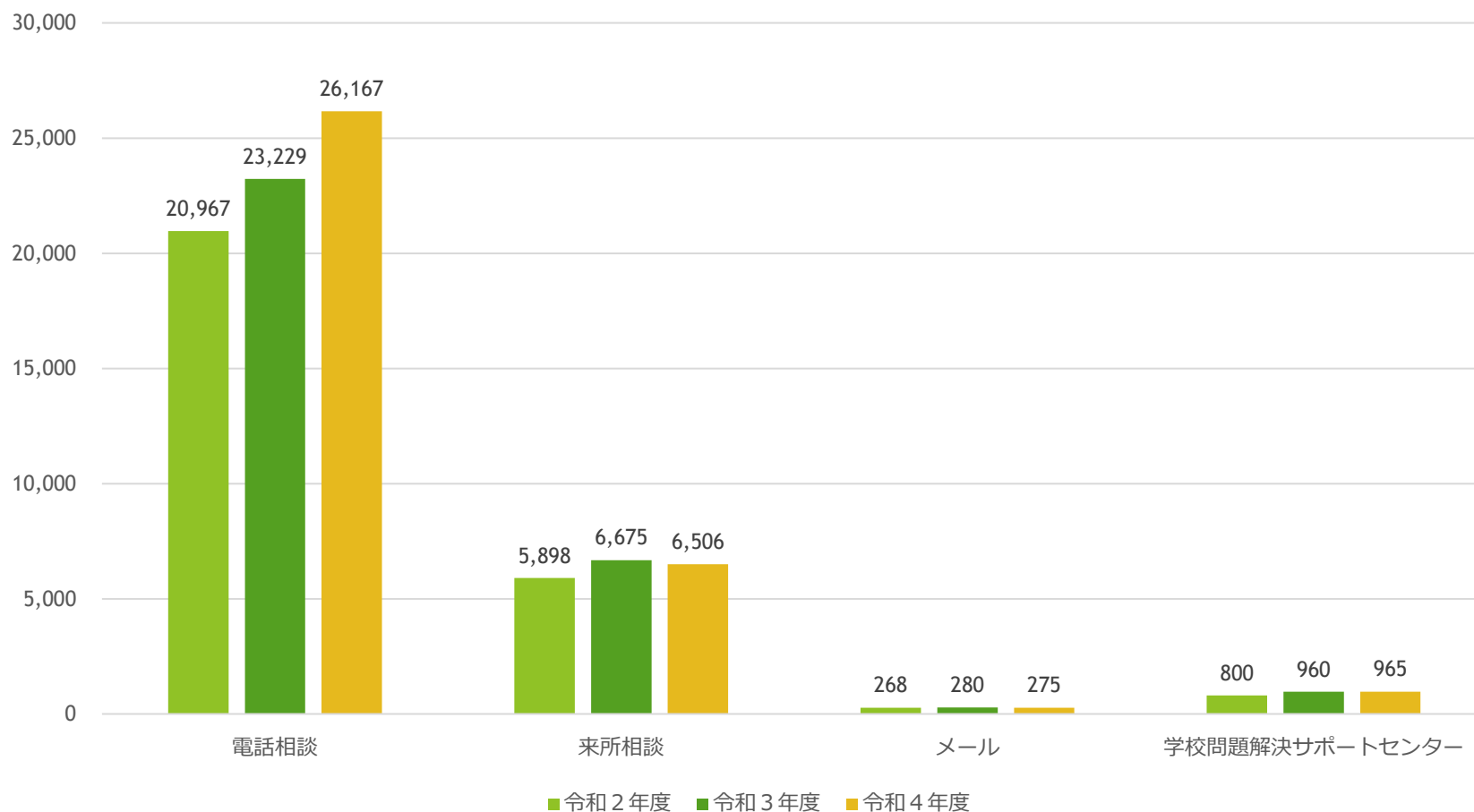
（注）青字は既に成果指標（目標値）を達成済みのもの、緑字は改善しているもの

4 学校を取り巻く課題の中で生じる学校と家庭・地域の関係

(1) 家庭・地域からの主な意見・要望・相談

○都教育相談センター相談総数（延べ回数）（令和2年度～令和4年度）

東京都教育相談センター相談総数

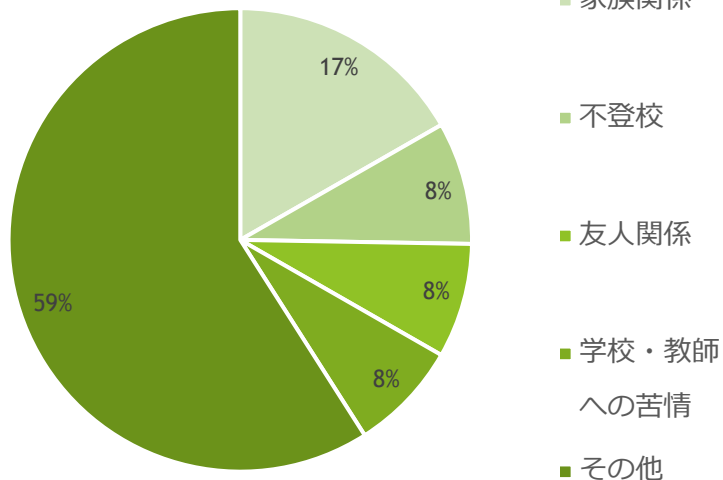


都教育相談センター相談実績（令和2年度～令和4年度）に基づき作成

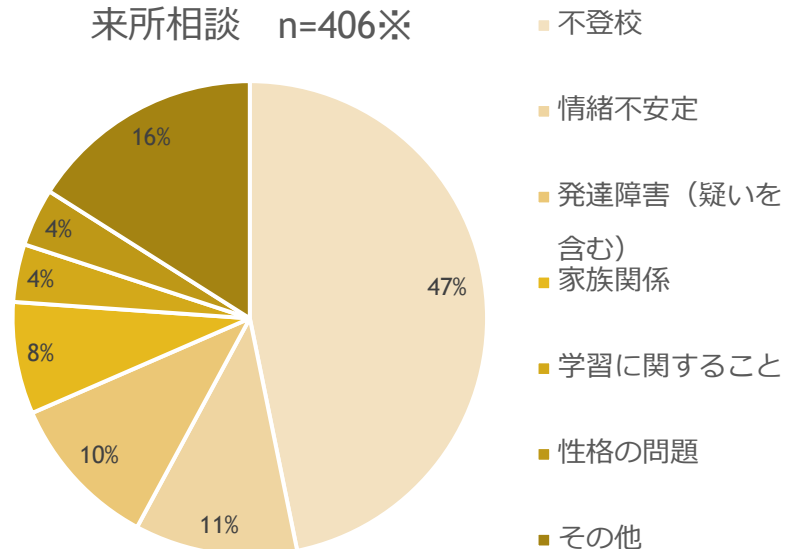
4 (1) 家庭・地域からの主な意見・要望・相談

○令和5年度 都教育相談センターに寄せられる相談概要（相談総数（延べ回数））

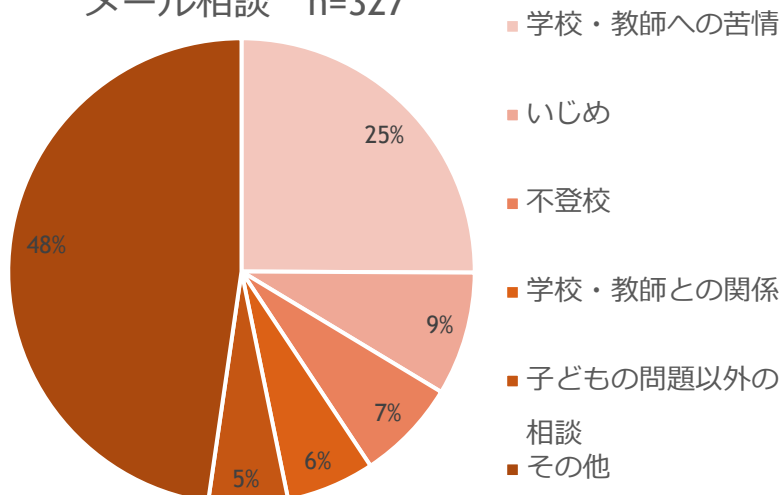
電話相談 n=21,194※



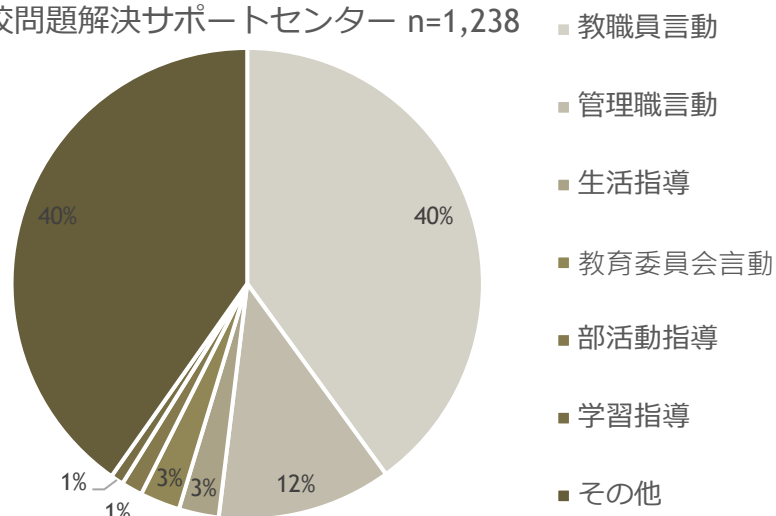
来所相談 n=406※



メール相談 n=327



学校問題解決サポートセンター n=1,238



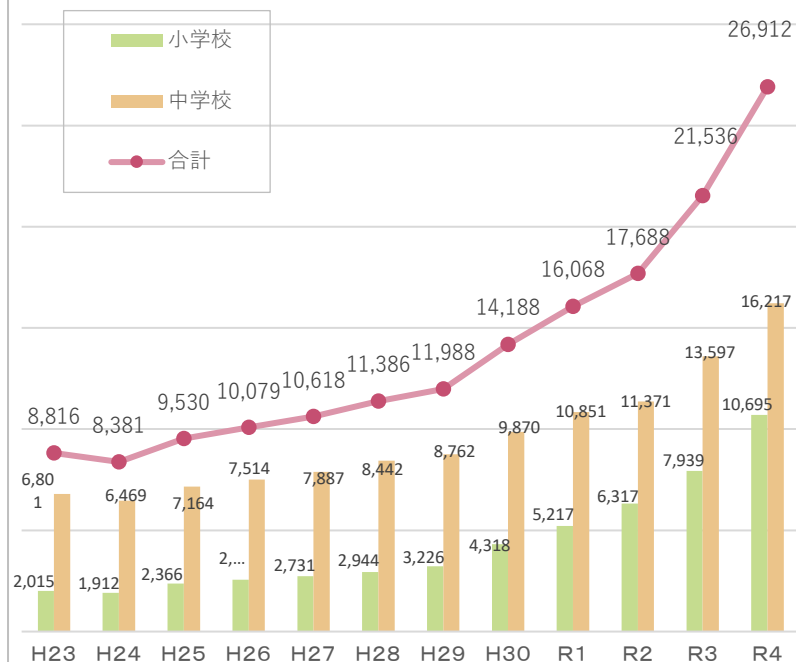
※ 電話相談・来所相談の内、高校相談を除く総数

都教育相談センター相談実績（令和5年度）に基づき作成

4 学校を取り巻く課題の中で生じる学校と家庭・地域の関係

(2) 主な教育課題の現状

不登校の状況にある児童・生徒数

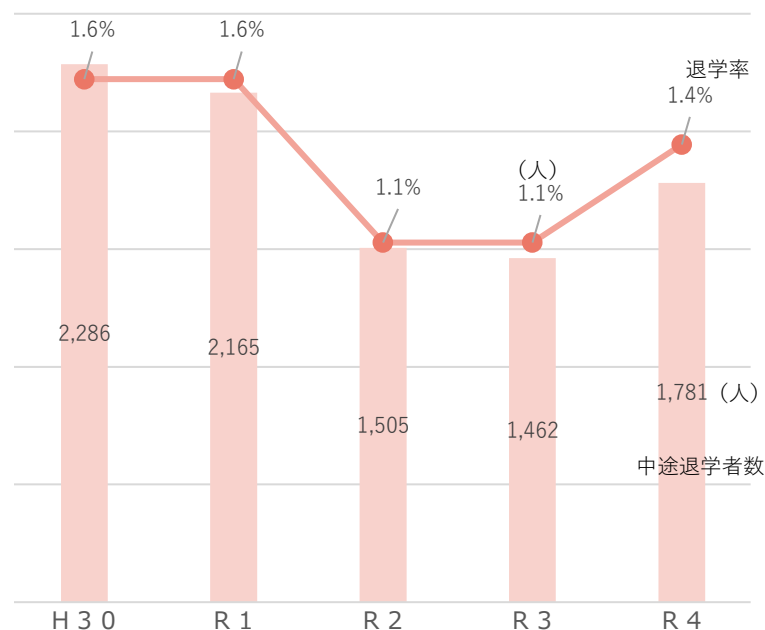


小・中学校の不登校児童・生徒数は、過去最多

東京都教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

都立高校の中途退学者数・中途退学率

(全日制・定時制)

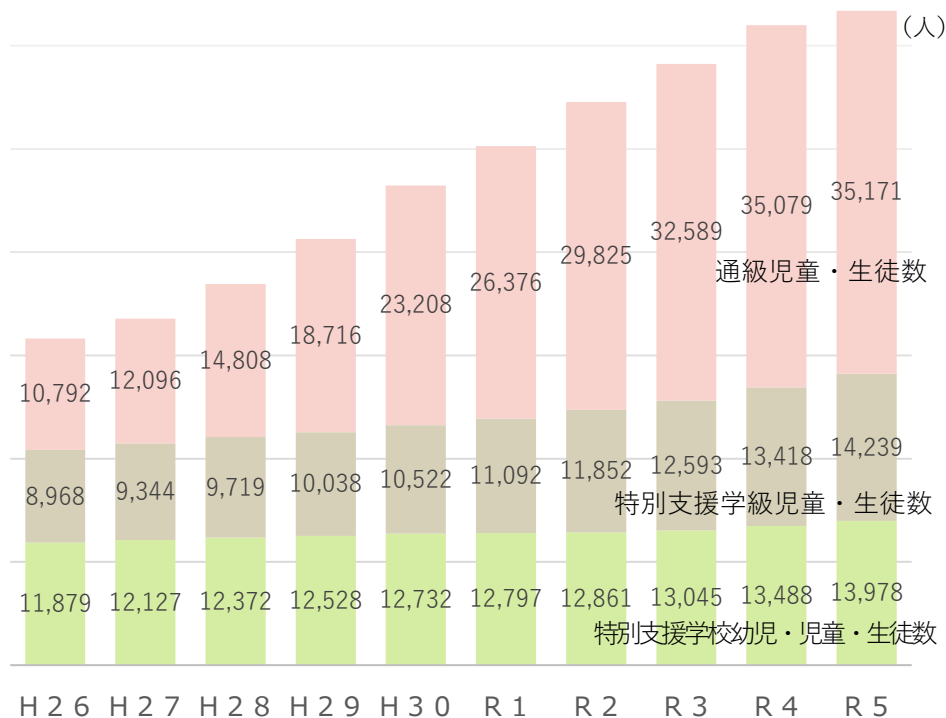


中途退学者数、退学率は、増加傾向

東京都教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

4 (2) 主な教育課題の現状

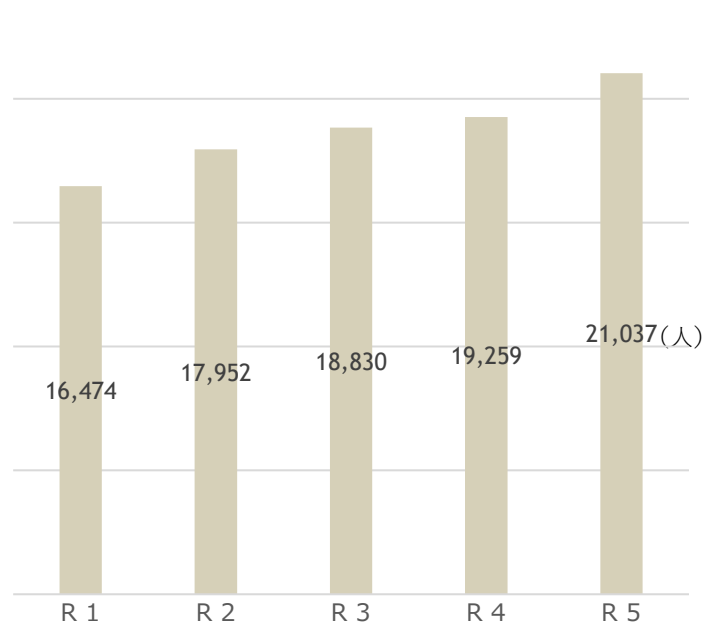
特別支援教育を受ける児童・生徒数



東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書」

外国人児童・生徒数

※日本国籍を持たない者

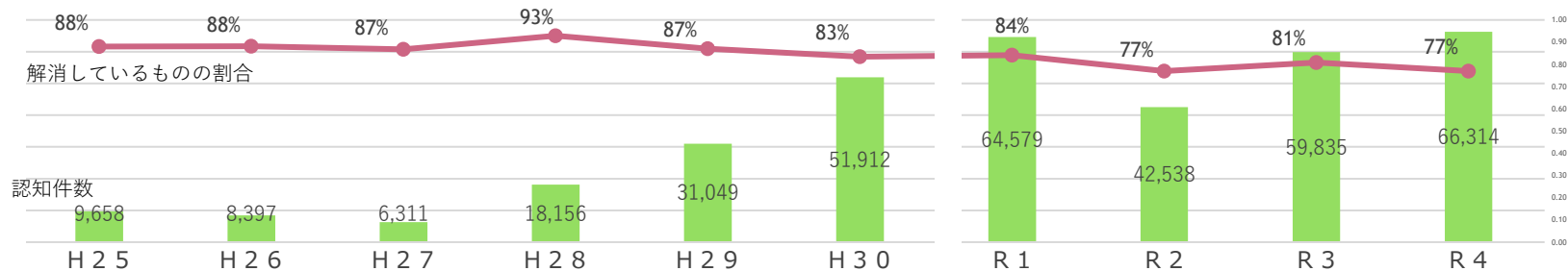


外国人児童・生徒が増加傾向

東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書【学校調査編】」を基に作成

4 (2) 主な教育課題の現状

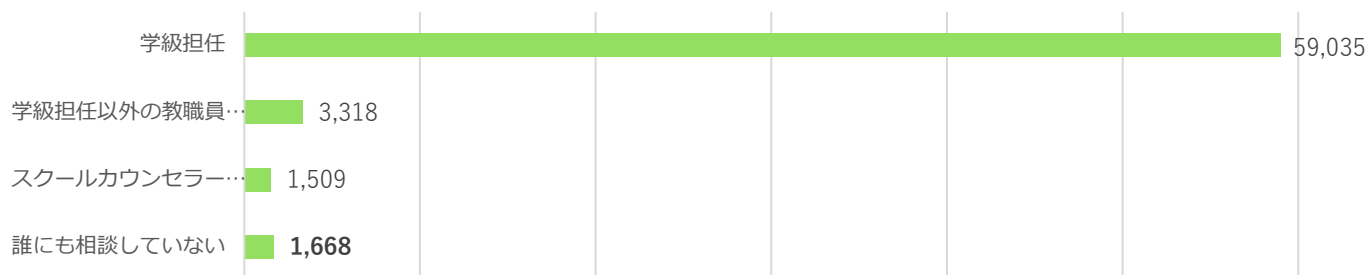
いじめの認知件数と解消しているものの割合



いじめの認知件数は増加傾向、解消しているものの割合は減少傾向

東京都教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

いじめられた児童・生徒の相談状況



いじめられた児童・生徒のうち、誰にも相談していない子供が1,668人存在

東京都教育委員会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

4 学校を取り巻く課題の中で生じる学校と家庭・地域の関係

(3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた取組に係るアンケート調査概要

1 目的

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた資料とするため

2 対象

都内公立学校の全教職員 約8万人

- ・小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員、会計年度任用職員等

3 調査期間

令和7年4月4日～4月30日

4 調査方法

Microsoft Formsによる回答

(アンケートフォームを、都立学校の教職員には学校経由でメール送信、区市町村立学校の教職員には区市町村教育委員会から送付)

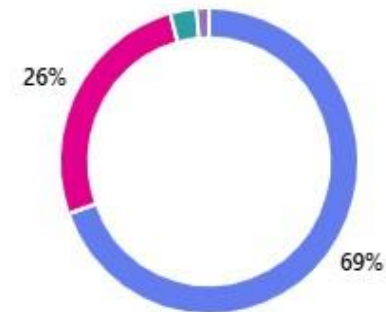
5 回答状況 (速報値)

11,044人

4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

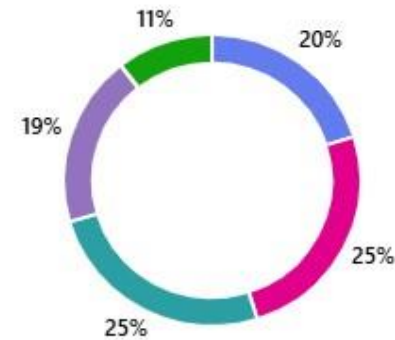
あなたの校種を選択してください

● 小学校	7652
● 中学校	2903
● 高等学校 (中等教育学校・附属中学校・附属小学校含む)	316
● 特別支援学校	148



あなたの年代を選択してください

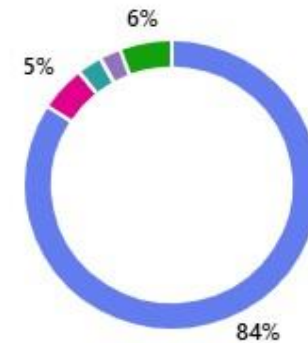
● 20代	2133
● 30代	2634
● 40代	2684
● 50代	2013
● 60代以上	1115



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

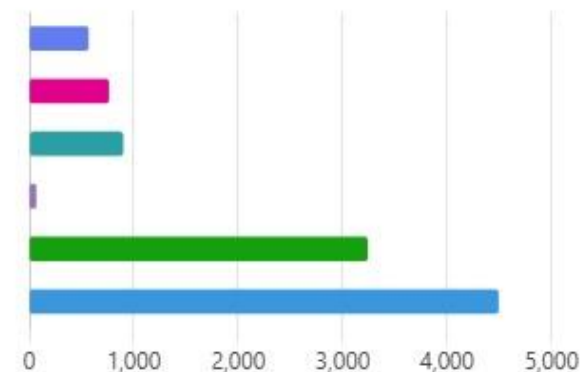
あなたの雇用形態を選択してください

● 正規教員	9177
● 臨時的任用教員	555
● 時間講師・日勤講師	298
● 事務職員	255
● その他	619



あなたの現在の職を選択してください

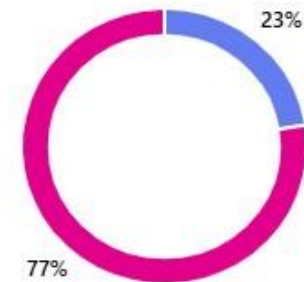
● 校長	562
● 副校長	757
● 主幹教諭	897
● 指導教諭	62
● 主任教諭	3233
● 教諭	4486



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

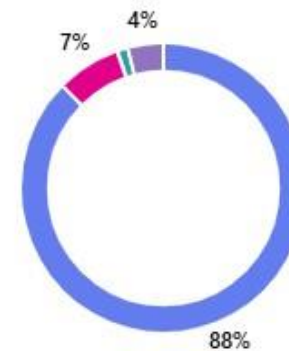
あなたは過去5年間に、外部の方とのより良好な関係づくりに支障が生じるようなこと（通常の社会通念から疑問と感ずる言動や行為）を受けたことがありますか

- はい 2477
- いいえ 8527



それを行ってきた人はどんな人ですか

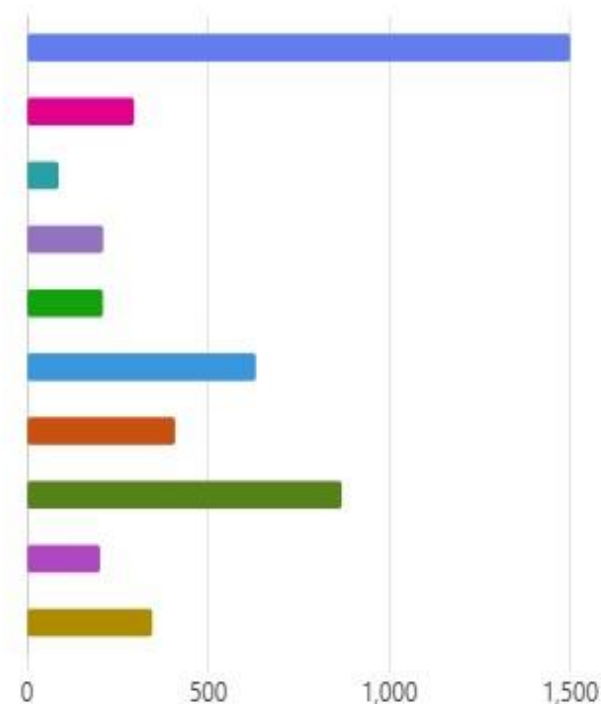
- 保護者 2163
- 地域住民 180
- 企業・団体等 29
- その他 100



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

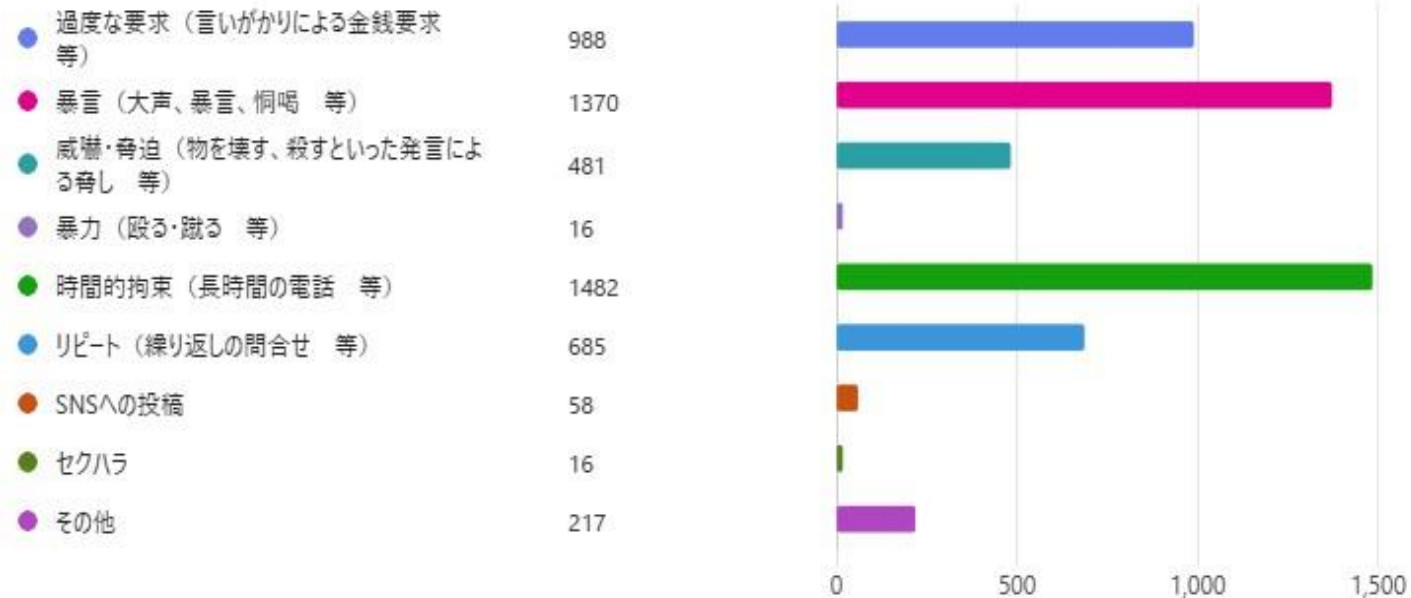
それは何がきっかけとなったと考えられますか (最も該当する項目を最大 3 個まで選択してください)

● 生徒指導	1498
● 授業指導	294
● 進路指導	86
● 部活動指導	209
● 学校行事	208
● いじめや不登校等	630
● 教員本人のふるまい	407
● 相手方の勘違い	867
● 特定のきっかけは見当たらない	200
● その他	344



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

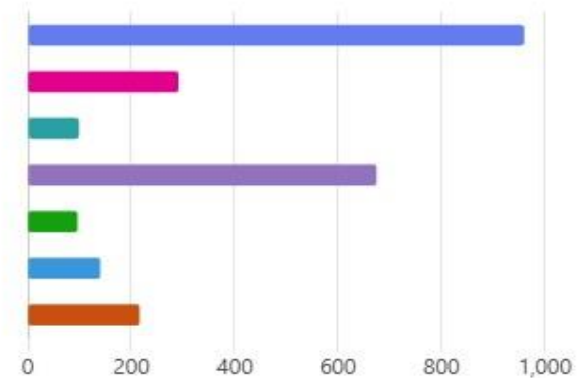
それはどのような言動・行為でしたか (最も該当する項目を最大 3 個まで選択してください)



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

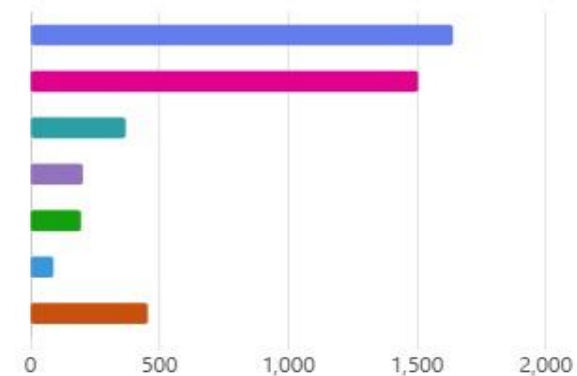
その時のあなたの役割はなんでしたか

● 学級担任	959
● 学年主任	290
● 分掌主任	98
● 管理職	673
● 部活動顧問	95
● 授業等担当	139
● その他	215



その時どのような行動をとりましたか (複数回答)

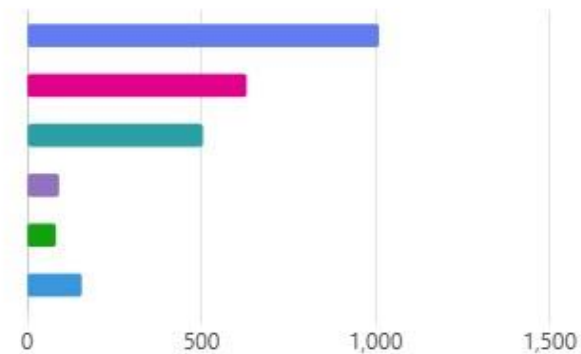
● 複数人に対応	1638
● 管理職が対応	1502
● 対応時間を予め設定	367
● 会話を録音	201
● 弁護士に相談	193
● 警察に通報	87
● その他	453



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

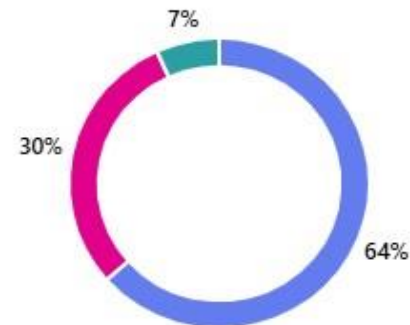
こうした言動や行為によりどのような影響がでましたか

● 業務が逼迫し時間外労働が増えた	1008
● 仕事への意欲が低下した	628
● 心身に不調が生じた	503
● 職場全体の雰囲気が悪化した	90
● 特に支障はない	81
● その他	155



同じ人物から繰り返しこうした言動や行為を受けたことはありますか

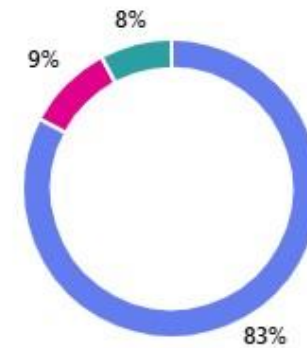
● はい	1567
● いいえ	732
● わからない	168



4 (3) 教職員へのアンケート調査 (R7.4) 結果の概要 (速報値 N=11,044)

過去 5 年間に類似した事例は何件程度受けた経験がありますか

● 2 ～ 5 件	1849
● 6 ～ 10 件	212
● 11 件以上	174



(参考) 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の概要

- **顧客等の豊かな消費生活、就業者の安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動を促進し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的**

第3条 基本理念

- ・ カスタマー・ハラスメントは、**就業者の人格又は尊厳を侵害する等就業環境を害し、事業者の事業の継続に影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。**
- ・ **顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することを旨とする。**

第4条 カスハラ禁止

- ・ **何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。**

第5条 適用上の注意

- ・ **顧客等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。**

第6～9条 各主体の責務

- ・ **東京都** : 情報提供、啓発・教育、相談・助言等の必要な施策を行う。
- ・ **顧客等** : 就業者への言動に必要な注意を払う。
- ・ **就業者** : カスタマー・ハラスメント防止に資する行動を取る。
- ・ **事業者** : 就業者の安全を確保し、行為を行った顧客等に対し、**中止の申入れ。**
就業者が顧客等としてカスタマー・ハラスメントを行わないよう必要な措置を講ずる。

第10条 区市町村との連携

- ・ 防止施策の実施に当たっては、**特別区及び市町村との連携**を図るよう努める。

第11条 指針の作成

- ・ **東京都** : カスタマー・ハラスメント防止に関する**指針**を定める。

第13条 施策の推進

- ・ **東京都** : 情報提供、啓発・教育、相談・助言等の**施策**を推進する。

第14条 事業者による措置

- ・ **事業者** : カスタマー・ハラスメント防止に関する**指針に基づき、**
必要な**体制整備**や防止のための**手引の作成等**を講ずるよう努める。
- ・ **就業者** : 防止のための**手引**を遵守するよう努める。

働く人と顧客等とが**対等**の**立場**に立ち、相手の**立場**を**相互**に**尊重**し合う
誰もが、**被害者**にも**加害者**にもなり得る

事業活動・社会活動

消費・市民生活

就業者

顧客等



働く人の安全及び健康の確保

豊かな消費生活 安定した事業活動

公正かつ持続可能な社会

防止ルールの体系

- 「条例」は、カスタマー・ハラスメント防止の**基本理念**や**用語の定義**、**各主体の責務**や**役割**を規定
- 「ガイドライン（指針）」は、**条例の考え方**や**運用のあり方**を規定
- 「各団体共通マニュアル」は、**業界団体**が定める**マニュアルの共通事項**や**策定上のポイント**を規定

